

令でもつて、分担割合をはつきり響くべきものではないか。こういうように法律が曲げてしまったのだというならば、本来の性質に返すことが至当じやないかと思うのであります。従前の連帯支弁金の場合と違わぬのじやないかと私は思うのです。その辺については、もしこの法律が悪いならば、法律を修正するという問題になり得るのであります。御説明によれば、この法律を直しさえすれば本来の性質に返るのだ、直すことがベターであるというように伺えるのであります。そうでありましょうか。

○柴田(逓)政府委員 現行法におきまして、特別区の警察に對しまして、やはりこの種の負担金と補助金を区別して法律用語では負担金と補助金を区別しておりますが、負担することが書いてございまして、この道が二十七年の改正以来開けております。これにつきましても、今お話がございましたような、首都警察の性格上国が負担すべき性格を持つということが前提としてあるものであります。やはり予算の範囲内という文句が入つておるのであります。それでこの府県の経費の負担金全体の考え方でございまして、この全体を古井先生のお話のように、全部かつての連帯支弁金のような形で厳密な意味の負担金にするという考え方も、考え方としては確かに筋の通つた考え方の一つであらうと考えるのであります。今回の経費の負担の方法につきましては、一定の国家的な活動とか、あるいは広域的な活動とか、それ自体が府県に負担させることは非常に不適当であると考えられるものは、進んで全額を国庫が支弁するというを第一項に定めた

わけでありまして。そういう種目のものが一つ。しこうしてそれを除きましたものについては、今の第一項のものよりは、国が負担すべき程度というものはおのずから低くなつておるわけでございます。それに対しては予算の範囲内において、しかしながら一定の率をきめまして、負担金同様の形において補助をする。ただその本質的な相違は、やはり最高額というものをきめまして、一つの国で定めたところの最高額に對して一定の率を負担する。これは厳密な意味においてはやはり補助金と解せざるを得ないので、この法律においては、予算の範囲内において補助するということに規定いたしましたのであります。もしこれを「予算の範囲内において」をとりつて、これに負担するとかやれば、絶対的な意味においての清算補助的なものにならなければならぬということになるのであります。それは国の財政の許すところでないという見地からいたしまして、一定の国家性と申しますか、府県が負担することが不適当なものは、全額国庫支弁いたしておりますので、爾余のものにつきましては極力負担金に近い補助金で満足する、こういう別な方法で、今回の経費負担については質的にそのことをわけまして、かような方法をとつた、こう御説明を申し上げた方が適當であらうかと思ひます。

○古井委員 それでは大体結束ですけれども、前に、この警察機構自身を都道府県が設けるということは、都道府県という団体に対して、国の仕事を委任したのだというふうに私は説明を伺つて、了解して帰つたのであります。そうとすると、地方財政法から言

と、十条の規定に當る性質のもののように思う。また分担割合等は十一條の建前によるべきもののように思うのであります。従つて算定基準とか分割合等は、法律あるいは政令できめていいのでありますけれども、しかし予算でもつて總額を締めてしまふ、これは少しぐあいが悪いということになるのじやないか。やたらに経費が膨脹するということ心配は、地方財政法十一條式のこの十分の五に押えることができる。地方財政法はむろん法律ではありますけれども、精神から言へば憲法のこときものである。そこでその建前にとつては、やはり警察経費についてもきめるべきものではないか。何の必要があつて予算の範囲内と書かねばならぬのか。十分算定基準を書いておけばいいのじやないかと私は思うのです。これは少しだらしないじやないかと思う。警察をお扱いになる御当局としては、予算の範囲内においてという文句をのまれることは、少しどうかと思うのであります。この辺について十分御弁明にならぬような気がするものであります。もう一度得心の行くように伺つておきたい。

○柴田(逓)政府委員 今のお話のように地方財政法の十條の規定によりまして厳密な意味の負担金で割切つてしまふべきだというお考えからすれば、この第三項に關する限り確かに不徹底なものであると思ひますが、これを予算の範囲内ということにとどめましたのは、突き詰めて申しますれば、国の財政上の観点からやむを得なかつた、かようにお答えいたすよりはかにしかたがないと思ひます。

○加藤(精)委員 關連して……。ただいまの御質疑、非常に興味深く拝聴したのであります。三十七條三項の場合具体的にはどういふ問題になるか。私は三十七條の第一項にほとんどすべては経費を網羅しておるような感じがいたします。しかも説明によれば人件費、被服費、赴任旅費、人当庁費等は全部国庫補助から除外になつておるのであります。あと残るところはどういふ経費があるか、ちよつと想像がつかぬのであるが、実質的に、どういふ部分が連帯支弁がいか、あるいは国庫支弁がいかという対象ですね。地方財政法の十條、十一條で考えるのがいいか、十六條で考えるのがいいか、その対象になる分野の経費はどんなものでしょうか。派出所、交番とか、警察の建物をつくるのか、そういう種類のものではないかと、財政力の非常によいところはおそろしくつばなものををつくる、そういう問題も多分に起ると思ひますので、実質的にどういふものであるかということを一応お話しただけならありがたいと思ひます。

○柴田(逓)政府委員 第三項で補助の対象になるような種類の経費はどんなものであるかというお尋ねでございまして、先般も御説明いたしましたように、この補助の場合におきましては、職員の設定に伴つて当然必要となる経費、すなわち人件費と被服費、それから赴任旅費、人当庁費というもののだけを除外した残りについて補助をいたすことになるのであります。しかし、ならばその残りになりますところのものは、どういふものかについて申し上げますと、第一項におきまして、ここに

掲げたような経費は国庫支弁にいたしておりますので、これに當ります補助の対象になります。経費は一般の犯罪、つまり第一項の八号に當るような犯罪ではない一般の犯罪の捜査、それから防犯活動の経費、あるいは交通取締りの経費あるいは警備に關する経費の中で、いわゆる集团的な警備活動の経費というやうなものを除いた、祭礼でございましてとか、競輪でございましてとかいつたやうな、普通の行事に對します警備に關する経費、それから先ほど來御指摘のありましたやうな警察署その他の庁舎の施設關係の経費、大体こういうものが補助の対象になることになつてゐるわけでございます。その補助の割合は、政令によりまして、原則として五割というふうに考へております。

○中井委員長 加藤君いいですか。

○加藤(精)委員 けつこうです。

○古井委員 ただいまの御説明によると、人件費に對しては補助がない、こういうことであります。ところが地方公務員たる警察職員というものは、またたく地方自治体的な警察活動のみならず、国家警察的な警察活動もやるのである。しかしそういう人間の人員費は何も見ない、こういうことになるやうであります。そういう辺は私少しぐあいが悪いじやないか、こういう感じがするのであります。やはり「予算の範囲内において」といふのは、国の財政を守る意味でありましようけれども、しかし法律で算定基準等を分担するにしても、算定基準と書けばその心算は出さぬというりくつはないことになつて、予算の範囲内において」とい

うのは、今までの御説明ではどうも十分得心が行かぬのであります。しかしこれは、おそらく御説明はその辺まででありまして、要するに得心が行きませんというところだけの問題については申し上げて、次の点に移りたいと思ひます。

次は、たいへん幼稚な質問で恐縮であります。三十八条の三項―三項だけ言つては正確でございせんが、「都道府県警察を管理する」とこの「都道府県」というのはどういふ内容でありますか。つまり都道府県警察の機構、それから警察活動ひつくるめての意味になりますか。たゞ「この「都道府県警察」といふ言葉が出るのですが、場所によつてちよつと頭をひねらぬとわからぬようなところがあるのです。この三十八条の三項の場合はどういふ内容、どういふ意味合いでありますか。

○斎藤(昇)政府委員 都道府県警察と申しますのは、この法案におきましては、警察の仕事は全部都道府県警察の事務としてやらせる。そうして必要最小限度において国がこれを指揮監督するいは関与する。そこで法令の定めるところに従つて都道府県警察は運用されなければならぬが、その範囲内におきまして、都道府県はその都道府県の管轄区域内におきまして警察の一切の責任に任ずる、こういう御念でございませう。従ひまして、三十八条三項の「都道府県警察を管理する」と申します意味は、都道府県警察の機構も、行政運営一切の管理を含むわけでありませう。

○古井委員 そうしますと、警察機能

の面では、自治体警察的な機能と国家警察的な機能、つまり国家警察的な機能のうちで、当該都道府県の区域内に關するもの、その双方を機能の面では含んでいるという意味でありますか。

○斎藤(昇)政府委員 さようでございませう。この法案におきましては、しばしば御説明申し上げておりますように、警察の働きから見ますと、国の利害に非常に関係の多い働きもあり、あるいは地方の利害に非常に関係の深い働きもあり、これをどれが国家的な警察であり、どれが地方的な警察である、こうわけないで、全部、都道府県の警察の仕事として都道府県にやらせる、こういう仕組りでございませうから、考へ方はお説の通りであります。

○古井委員 「管理する」といふのは所屬が都道府県公安委員会にあるといふだけの意味でありますか、その運営活動等にも實際的に關与するといふ意味でありますか。この「管理」といふの意でございませうか。ただ所屬が公安委員会にあるのだといふだけの意味でありますか、もつと實際的に關与するといふところまで含んでおるのではありませんか。

○斎藤(昇)政府委員 都道府県の警察を責任を持つて指揮監督する、こういう意味でございませう。従ひまして、管理をいたすのでございませう。

○古井委員 そこで、都道府県の警察本部長は警察職員を指揮監督するといふ規定があるようでありませうが、委員会としては警察職員を指揮監督する権限はないように見られるのであります。そうすると、警察職員に對して

は、都道府県の公安委員会としては何の権限も直接にはない。あとは何があるものでありませうか。職員の任免権についても、都道府県の公安委員会は意見を聞かれるだけでありまして、自分には任免権はない、こういうことになつておるといふことであれば、實際面に関与するといつても、名目だけであつて、

〔委員長退席、加藤(精)委員長代理着席〕

實際は關与しないといふことになるのじやないかと思ふのですけれども、そうじやありませんか。

○斎藤(昇)政府委員 これは都道府県の警察本部長は、都道府県公安委員会の管理に服するといふことに相なつておるわけでありませう。従ひまして、警察本部長を通じて都道府県警察の警察職員を指揮監督する、こういうことに相なるのでございませう。その場合に、しからば警察本部長がその公安委員会の指揮に服さないといふような場合には、懲戒罷免の勧告権を持つてゐるわけにございませう。また本部長が部下を任免する際には、公安委員会の意見を聞くといふことに法案はつくられておるのでございませう。

○古井委員 警察職員を指揮監督する者は都道府県の警察本部長である。それから都道府県の警察本部長は委員会の管理に服するといふことであつて、そこで委員会が本部長を通じて指揮監督するといふ御説明でありますけれども、管理し管理されるという内容がはつきりしないために疑問が起るものであります。それでは本部長が職員を指揮監督するについて、何でもかでも、どんな

ことでも、具体的な事柄にまで入つて委員会が本部長を指揮監督する、こういうことができる意味でありますか。管理といふ意味がはつきりしないためにその疑問が起つて来るのであります。つまり、私の拝見するところでは、公安委員会といふものと本部長といふのは別個独立の機関になつておるように思われる。本部長として独自の権限を持つておる。委員会も独自の権限を持つておる。決して本部長は委員会の付屬機関ではない、ように思われる。現に職員の任免権などを見れば明瞭であります。任免権を見れば、本部長が任免権を持つてゐるのであつて、委員会ではない。委員会はむしろ意見を聞かれるといふ本部長の諮問機関になつておる。どつちかといふと本部長が中心の機関であつて、委員会はそれよりもやや下風に立つてございませう。諮問機関になつておる。少くとも任免権についてはそうなつておる。決して本部長が委員会の付屬機関とは見られないのであります。別個のものであるとするならば、管理するといふことは何でもかんでもさしずける、指揮監督できるというものではなかりそうに思われる。むしろどれだけの範囲内において關与するかといふことは、本部長の持つて行き方によつてしまふのではないか。本部長が委員会に相談をかければ委員会は関与するけれども、相談をかけなければ委員会はそれだけのものといふことで、これは本部長の出よう、持つて行きよう、動かしようといふところに、すべて委員会の職権といふものはかかつておるような気がするものであります。そうではありますまいか。その点を御説明を願ひたいと思ひ

ます。

○加藤(精)委員長代理 政府委員に申し上げますが、かなり重要な点だと思ひますので、すぐ御回答なさらぬでもいいと思ひますが、どうでございませうか。

○斎藤(昇)政府委員 本部長は執行の責任者でございませう。公安委員会はこれを指揮監督する管理機関でございまして、本部長は、よくある外局あるいは、付屬機関の長―たとえば以前社会局といふものがありまして、社会局長官は内務大臣の管理のもとに仕事をやると、その場合の大臣と社会局長官との關係、これを公安委員会と警察本部長との關係と御理解いただければ大体御理解が願ひえるのじやないかと、かように考えます。

○古井委員 そうしますと、大体實際的な仕事は本部長がやり、大綱を委員会が握る、しかしこれは完全な付屬機関といふ意味ではない、ある立場的な立場を本部長は持つてゐる、こういうことにやはりなるのだと思ひます。そうすれば、やはりさつき私が申し上げたように、どれだけのことに關与するかといふ大綱の範囲ですけれども、當時警察の仕事は扱つておりましてこれに關係してゐるのは本部長です。それから、この委員会はそれほど警察の業務、実情に通じていないのであります。それから、自發的に大綱にせよ何にせよ關与するといふことは事実あまりできない。そうすると、本部長が委員会の方に持ちかければその範囲において關与するといふのが實際の落ちではないか、つまり、その意味においては委員会といふものが一種のロボット機関になつて来るのではないか、人事権は持

たず、実際の運営においても今のよう
なことになるでしょう、こういうふう
に、御説明を伺つても思われてならぬ
のでありますが、はたしてそうであり
ましようか、それとも違ひましよう
か、もう一べんそこをはつきりしてい
ただきたいと思ひます。

○斎藤(昇)政府委員 公安委員会が大
綱について指揮監督するという関係で
あるかという御所見に対しては、その通
りだと存じます。公安委員会は、その
警察行政が、一般の広い良識から考
へてあるいは行き過ぎがないかあるいは
不適正なことがないかということに監
督するのが、実際の大きな役割であ
ると考へるのでございますが、ただ、
警察本部長が持ちかけなければ、何を
やつていくかわからないというのでは
必ずしもないと思ひます。わからない
場合には本部長を呼んで幾らでも聞き
ただせるのであります。また、一般の
社会の声というものを聞きながら、本
部長の説明がはたして正しいかどうか
ということの判断は十分で得るので
ございまして、これは任免権を持つて
いるかいないかということとは、その
点は、関係がないと考へます。ただい
まのような御所見であるならば、任命
権は持つておつても、しかし警察本部
長がやつていくことについては何もわ
からないという結論になるのじやなか
らうかと考へますが、ただ、公安委員
会が本部長のやり方に対して、正しく
ない、こういう本部長をこのまま置け
ない、このままそこで任免ができます。
この法案におきましては、それにつ
きましては、みずからやらないで警告を
中央に向つてするという相違であると

考へるのでございまして。

○古井委員 御説明はありますが、実
際的にこの公安委員会というものは、
警察がきよう、あしたという日常どう
運営されておるか、どう動いておるか
ということについては知識があるはず
はないのであります。専門にそれにか
かりつくりやつていくというのでは
ないのであります。そうすると自発
的に発言し得るのだと言つたところ
で、できないのではないかと私は思
ひます。でありますから実際上は警察の
本部長というものが警察を握つてしま
うということになるのではないかと。何
か思ひつきみたいに言うことはあるか
もしれぬけれども、大綱を握るという
こと自体も空文になつてしまふのでは
ないか。また警察官に対しても少しも
にらみがききしない。こういうこと
で浮いてしまふというか、かつこうだ
けのものになつてしまひはしないか。こ
れが私の質問する疑問の点なのであり
ます。御説明はそうならぬ建前だ
—建前を論じておられますけれども、実
際はそうなのだという疑問なのであり
ます。

そこで、これは建前論と実際論との違
いかもしれないが、ほんとうにこの
公安委員会が警察を管理するという名
前にふさわしい役をするとお考へにな
つておりますかどうか。これは警
察の御専門家の斎藤長官などはちやん
と見抜いておいでになりはせぬかと思
うのですけれども、もう一度御所見を
伺つておきたい。

○斎藤(昇)政府委員 その点は私の経
験といひますか、そう言うとはなはだ
申訳ございせんが、国家公安委員会
と長官との関係というものを考へてみ
ましても、私は国家公安委員会の、こ
におられます五人の大臣に監督されて
いるような氣持でございまして——大
臣といへども必ずしも警察行政の専門
家でない方々がたくさんおられるわけ
であります。やはりこれが管理責任
の大任としておられます場合には細
大なく指示をし、また御意見を伺つ
て仕事をやる。この関係は公安委員
と警察本部長。国家公安委員会と長官、
この関係と実際は何かかわりがない、
私はさうに思ひます。いかにもロ
ボットのようにお考へであるかも知
りませんが、決して実情はさうなも
のではないというところを、私は良心と
確信を持つて申し上げることができ
ると思ひます。

○古井委員 細大御報告になつて、細
大さしずつを受けておやりになつてお
るかどうかは知りませんが、それならば
少し度が過ぎる、サービスが過ぎると
思ひます。細大とまでは行かぬと思
ひますけれども、しかしせつかく委員
会をつくるならば、委員会を立てても
う少し実際そこにある力が入るよう
な立て方に行くべきではないかという
こと、結局申し上げておる意味はな
るであります。その点はどう考へ
なれますか。せつかく公安委員会を設
けておるということでは、任免権
などについてもただ下にあるべき建前
の本部長が、上の意見を聞くという諸
機関をみたに、そのときだけは下に
ひつくり返してしまふというやうなこ
とはなしに、公安委員会をもう少し
中心的に立てて行くということが、お
話のごとくであれば、もつとすつきり
するといふやうな氣がするのですけれ
ども、どう考へになりますか。

○斎藤(昇)政府委員 都道府県本部長
が部下を任免する場合に意見を聞く点
についてだと思ひますが、これは大体
今日の他の行政機関も同様でござい
ますが、その執行機関の責任者が部下
を任免するといふ建前に大体なつて
おる。従ひまして都道府県警察の職員
の任免権者は、やはり執行の責任者で
ある都道府県本部長にまかせるのが適
当であらう。ただこの場合に、都道府
県の本部長の独断専行であつては民主
的な管理機関としての意思がどの程度
本部長に通ずるか、実際はこういう規
定がなくとも、本部長が都道府県公安
委員の意向を人事の上にも反映すべき
である、かように考へますが、これを
法律の上ではつきり都道府県公安委員
会の意向を反映させるように保証を設
けた方がよろしい、さうに考へてい
たしたのであります。順序を逆にし
て下が上の意見を聞くという、さうい
つた考へ方ではないのでございませう
から、その点は御了承をいただきたいと
存じます。

○古井委員 そこで實際問題として公
安委員会が任命するとなつたならば何
か支障がありましようか、それでも一
向かまわらないものか、何か非常に困
点がありましようか、どんなものでし
ようか。

○斎藤(昇)政府委員 やはり警察官を
直接指揮監督をし、その責任を持つて
おります本部長といひましては、
この任免権者、徴成、罷免まで含めた
任免権者、人事管理権といふものは、
私はその執行の責任者に持たせる方が
適當である、これを他の機関に、公安
委員会に与へますことは絶対に不可

とは申せないと思ひますが、この方が
筋道ではなからうか、かように思ひ
ます。

○古井委員 念のためですが、實際困
るといふ点はありません。筋道
だと思ひやる、これは見方の問題で
すが、實際困るといふことは特別にお
考へになりませんか。

○斎藤(昇)政府委員 實際に困るかど
うか、これは運営の問題でございま
すが、警察の任務執行のためには人事管
理が一番かんじんだ、私はかように考
へます。その人事管理の責任を持つた
責任者はやはり本部長でございま
し、その場合に部下の一切の任免権を
會議機関に与へるということとは、運
が相当やつかいにはなりはしないだろ
うかという感じがいたすのでございま
す。また公安委員とされましても、日
常部下を指揮監督をして使つておるそ
の本部長に一任して、ただ本部長がや
るについてあやまちないかどうかとい
うことを監督し意見を聞かれるといふ
程度が、實際の運営にも私はいい結
果をもたらすんじゃないか、かように考
へるのでございまして。

○北山委員 関連。今の点は確かに非
常に大事な点だと思ひますが、先ほど
長官は人事の管理権を持つといふこと
が——警察でも何でもそうですが、責
任を負う者としては一番大事なこと
である、かようなお話だつたわけであ
ります。ところで都道府県警察の責めに
任ずるのは、これはやはり都道府県
公安委員会じやないか。その責めに任
ずる公安委員会が一番大事な人事管理
権を持たないといふことは一体どうい
うわけであるか、はなはだ長官の両方
のお話に矛盾があると思ひますが、

その点を明らかにしていただきたいわけでありませう。

それから同時に、同じことでありますが、一昨日の質疑の中でもありましたが、政府としては、やはり治安の責任を負うという立場から、国家公安委員長なり、あるいは警察庁長官なりの人事権というものを内閣総理大臣が持たなければならぬ、こういう趣旨で、やはり都道府県の公安委員会もその都道府県警察の執行について責任を持つておる機関でありますから、その機関が同じような意味で人事権を持たなければ、今お話のような非常に大事な人事の管理権を持たなければ、その責めを果せないのじやないか、こういうふうにお話なのですが、この点非常に前後のお話が矛盾しておるように思われますので明らかにしていただきたい。

○斎藤(昇)政府委員 この点は二つにわけて考えていただきたいと思ひます。いわゆる警察本部長の人事権はだれが持つかという問題と、警察本部の部下の任免権をだれが持つかというこの二つの問題——後者の方は現在の都市警察におきましても、警察本部長は公安委員会が任命をいたしますが、しかし警察職員は警察本部長が任命をするという形をとつておる。と申しますのは公安委員会は最終責任を負いますけれども、しかし執行の責任は一応警察本部長に持たせるといふ建前に立つておるから、さうに相なるのでございまして、これは公安委員会の性格それから警察の仕事の執行の性格というものをから考えますと、現行法においてもその形をとつておりますので、私は適当な方法だ、かように考えるのであります。従ひまして警察本部

長が部下を任免するという形はそのままこの法案も踏襲をいたしておるのでございませう。そこで本部長の任免を公安委員会に任せやせなさいか、この御質問に對しましては、たゞ／＼申し上げておきますように、警察の仕事は国に非常に関係を持つ仕事が多分にございまして、人事管理面だけは、やはり国が持つておる方がよろしい、こういう觀念に立つておるのであります。従ひましてその意味におきまして、都道府県の公安委員会は完全な人事権を持たないという点におきましては、完全な自治体警察ではないと言われてもやむを得ないと申しておるのはこの点でございませう。

○北山委員 どうもよくわからないのですが、人事権の問題について警察本部長が行う場合の人事権と、それから都道府県公安委員会の警察本部長に対する人事権と、これは性質から見て私には同じだと思うのです。もしも公安委員会所が全責任を負うというならば、これは別です。しかしとにかく都道府県警察の運営についてこれは最終責任を持つといつてもいいくらいなものです。その機関が責任を負うていまい——先ほどのお話でございまして、警察執行の責任者は都道府県の警察本部長が執行の責任者だといふような言葉が出て来る。そうするといふと、まず／＼もつて公安委員会のものは責任のない浮き上つた存在になる。何か神だみたいな存在になつておつて、とき／＼本部長が拝みさすればそれでよろしいといふような存在に見えて来るのです。私も今までの質疑を通じて、やはり都道府県の警

察の全般的な責任者というものは、公安委員会だという話は聞いておるのであります。従つてそれは本部長が部下の人事管理権を持たなければならぬと同じように、やはり本部長の人事権を持たなければ、ほんとうの責任のある、その責めに任ずることができないのじやないか。内閣総理大臣が人事権を持たなければその責めに任じ得ない、治安の責任を負えないという趣旨と同じだと私は思うのです。(その通り) どうも今の長官のお話では、はなはだもつて矛盾があると同時に、管理という意味においても非常に限定されておる。警察の執行は都道府県の警察本部長が常時の警察執行はやるのだというやうなことで、あとはただ本部長が公安委員会に對して最終的責めに任ずる、責任を負つてやるというやうなことを何かに、公安委員会と本部長の關係を何か考へておられる、しかし管理といふ言葉の中にはそんなことは何もないのです。おそらく私も公安委員会が相當具體的な問題まで警察を管理しようといふやうな運営上の規定をやるならば、それも決して管理といふ言葉とは反するものじやない、こう考へる。ところがもう初めから長官は現在のおそらく今までやつて来たであらうところのそのやり方を基準にして、將來も日常の警察執行は本部長にまかせて、そうしてこれをただとき／＼監督して行くのが公安委員会の管理といふ仕事のやり方であると規定しておるのには私はおかしいのじやないかと思つては相當こまかい点まで見て一向さしつかえない、しかも指揮監督権といふものを含むといふわけですからさ

しつかえないのじやないか、將來の管理といふ仕事の内容をさういふふう規定するのは、一体どういふふうな根拠に基くのであるか、それもあわせてお聞きしたいのです。

それから同時に、今でも人事権は——府県の警察隊長の人事権、警察官の人事権というものは中央で持つておるのだといふふうにお話になりましたが、それは国家警察のことなんです。これはおそろくあたりまえでしょう。しかし今度は新しくそこへプラス自治体警察といふものが入つて来るのですから、だからお話のやうでありますと、結局自治体警察の職員の入つて来る分についても、今までの国家警察並に——人事権は全部前の国家警察並にして行くのだ、さういふ点においても自治体警察の性格をほとんど抹殺しておる。もうあらゆる面で御説明が矛盾撞着をしておるのですが、今お話し上げた点についてもう少しわかるようにこの性格を説明していただきたいのです。

○斎藤(昇)政府委員 都道府県の公安委員会は、都道府県警察事務について責任を負うことは申し上げておる通りであります。これが単独にそれだけの責任において負うわけではございせん。と申しますのは、任免権を中央に持つておるから、従つて隊長の人事管理といふものは中央でやるということから考えますと、その意味におきましては国と都道府県両方が責任を負うという形に相なります。これを公安委員会の単独の、しかも最終の責任において負わせるということに相なりますならば今日の市町村警察と同じ性格になりまして、これは非常に観念的にはおわかりやすいと存じ

ますが、これでは国家的な性格を持つてゐる警察事務の執行には完全とは言えないというのが、この法案の建前にございませうから、そこで何だか割切れない点があるとおつしやいますのもこれは御無理ではないと存じます。いわゆる完全自治体警察、完全国家警察と、これの両方の折衷というのが今度の法案でございませうから、そこに折衷されるわけでございませう。今度の都道府県公安委員会の警察の管理の仕方は、今日の国家地方警察における管理の仕方とかわらぬじやなからうかという御質問でございませうが、これは私がたび／＼申し上げましたように、現在は運営管理だけしかないわけですが、今後は全面的に行政管理も公安委員会の責任になるわけでありませう。予算の執行はもちろんのこと、あるいは組織をどうするかという点におきまして、また人事管理につきましても本部長の任免、罷免の勧告権を持ち、また本部長が部下を任免する際にも公安委員会の意見を聞くというわけ、人事管理面にも権限が全然ないわけではないのであります。さういふ意味からいたしまして、今度のこの法案が通過をいたしますならば、都道府県警察の運営の仕方はたゞいまの国家地方警察本部と都道府県警察とは相當変化を来して来る。見ようによりましては国と地方との關係といふものは今日よりも非常に薄くなつて、さうして都道府県警察の性格、自治体的な性格といふものが運営の面にも大きく現れて来るを得ない、かように考へておるのでございませう。

○北山委員 どうも先にお話になつた部分とあとの部分が矛盾しているの

すがね。自治体的な性格が非常に稀薄になって来ておるといような初めのお話からだん／＼行つて、今度は自治体的な性格がきつくなつておると言われるのです。それで今度は両者の折衷だ、国家警察と自治体警察の折衷だといふのです。ところが先ほどお話になつたようにかんじんの警察官というものの人事権が公安委員会にないのでありますからして、従つて同じ折衷でも自治体的性格は薄い、長官のお話からそういうふうな判断せざるを得ないと思ふのですが、その点。それからこの自治体的な性格が非常に薄いといふことはいろ／＼な面で法案の中に出て来るのですが、この第四章にもたくさんあります。たとえば警察官ということをして地方公務員である、今まで自治体警察であれば警察吏員という言葉を使つておりましたが、今度は地方公務員である警察官というものが出た、官という言葉を使ふこの地方公務員の中で使つてもいいかどうかというようなことも私は非常に疑問に思ふのですが、それは一向さしつかえないのであるか、その言葉だけを見ても置かれる場所は都道府県という自治体であるが、さき申しました警察職員というものは、これはどこまでも官である。地方公務員の場合でも警察官と言つております。だから官という言葉を使つておるなら、これは地方公務員というのは偽装であつて、実際は国家公務員いわゆる官吏であるといふふうな気持がそこにも出ているのであります。それから懲戒罷免の勧告権があると言いますが、勧告をして、もこれは聞かなくてもいいでしょう、勧告を聞かない例はたくさんあるので、すよ、人事院の勧告であるとか、聞か

なくとも一向さしつかえない、聞いてもいいが、従わなくてもいい、それが勧告権である。だからそういういろいろな点を見ますと、やはりこの公安委員会というものの力、いわゆる警察の責めに任ずる、その責任も負えない、実に権限の薄いような、従つて自治体的性格が稀薄なように思うのです。先ほどのお話の自治体的性格が濃厚であるとしても思えないのです。が、今申し上げた点についてお答えを願いたいと思います。

○加藤(精)委員長代理 北山委員にお願いしますが、関連質問でございますけれども、直接三十六条のあれですから、これで終つていただきます。

○北山委員 私はこれで終わります。関連として……。

○斎藤(昇)政府委員 今度の都道府県警察は今日の市町村警察と、それから今日の国家地方警察、この両方を折衷したようなものであるとたび／＼申し上げております。従いまして今日の都市警察から見ますと自主性は少くなつておる、今日の国家地方警察から見ると自主性が非常にふえている、その折衷である、かように申し上げたのであります。従いましてその運営も、今日の国家地方警察本部が都市警察に対する関係、それから国家地方警察の府県に対する関係、ちやうどこの関係がまた折衷されるようになりました、実際の運営からは、都道府県の国家地方警察に対する関係は、今までよりもううんと地方的な自主性を認めるという運営にならざるを得ない、かように申し上げたのであります。勧告権を聞かぬが、例は多々あるとおつしやいますが、常時自分の管理し、監督をしておる

その者に対する人事について勧告をする
と申しますことは、これも不信任の
表明でありまして、これをどこまでも
はおかむりて通して、そうして都道府
県の警察の運営が満足に行こう、かよ
うには考えません。一たびきような勸
告権を発動される、あるいは実際に発
動されなくても非常に困るということ
であれば、中央としてはその意見を謙
虚に聞かざるを得ないというのは、他
の行政について何かその勧告をする
これを必ずしも聞かない場合があると
言われることの例には私は実際問題と
してはならないのじやないか、こう思
うのでございます。

○古井委員　それではさっきの点に帰
りまして、締めくくりのお伺いして
行きたいのですが、地方の警察職員
の任免権を本部長に与えるか、都道府
県の公安委員会に持たせるかという点
であります、相当地に警察官の数が
多いこととあります、一々公安委員
会といふことも煩雑なような感じが
しないでもない。それからまた公安委
員会そのもののが合議体のものであ
るため人事に適切かどうかという辺
も考慮しなければならぬ点もあるよ
うな気がするのであります。ただし
かし、一方警視、警部、警部補、巡
査部長、巡查、これとを府県の本
部長の名において任命することとい
うのは、少し手続が輕過ぎるような
ことであつても、巡查の任命でも少
くとも知事の名において知事が決定
して任命はしておる。人の身分の問
題の扱いが、本部長限りでは少し輕
過ぎるような気がする。意見は聞
くといふ点はある、すけれども……
そういううらみが一つどうも残るの
であります。そこにと

うも少し割切れない点が残るのであります。それとまたこの警察法の全部を通じての立て方から見ると、総理大臣が警察長官を任免する、警察長官が県の本部長を任免する、県の本部長が警察職員を任免すると、それに意見を聞くというふうな色合いはついておりますけれども、大筋はそういふことになつております。そうするとそこに全体として感じられる点は、一つには結局においては総理大臣というものが握るという人事の筋になるのでありますから、政党の警察になりはしないかという点において、どこかで総理大臣とかいう政党政府から断ち切らなければならぬ問題が起つて来る。それが総理の任免権になるか、公安委員会の任免権になるかという問題にもなつて来る。しかしそこで一箇所断ち切つたらそれでいいかという点、あと全体の警察がいわゆる官僚的な色彩の強い警察になり過ぎても困る。やはりこの龐大な警察という大組織があり、そして前会にも申し上げたけれども今度は他の行政部門などに與つしない、警察一本で育つて行く職員がこの大組織を満たして来る。そういう人一色になつて来る。これがどれくらい権力を持つて来るという点、警察としては非常に働きやすい点は重々ああありましてけれども、裏を返して、今度は国民の人権、自由、権利という方面から考えてみると、いかにもここに不安なものが残つて来るのであります。そこでやはり一番急所は人事でありますので、これについて段階ごとに必要なる程度の考慮だけは加えた機構にするという問題が残るのではないかと

地方の今の警察の第一級の諸君の存在の問題を考へてみて、さつき申すように両方の考慮があるが、大きい線から考へて、どつちの結論を出すべきかというところに問題が帰着するような気がするのであります。すつぱりしない問題であります。いろいろな御所見も伺つたところであります。あとはどう結論を出すか、どう考えを立てるかという問題とならうと思ひますので、この辺でこの問題の御質問はやめておきたいと思ひます。ただいまの關係の章の部分の質問はこれで私は打ち切ります。

○加藤(精)委員長代理 皆様にお諮りいたしますが、午前の會議はこの程度いたし、午後一時半より再開したいと思ひますが、よろしゅうございますか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○加藤(精)委員長代理 御異議ないようでありますので、これをもつて休憩いたします。

午後零時二十四分休憩

午後三時三十九分開議

○中井委員長 これより午前に引き続き會議を開きます。

會議に先立ちまして御報告をいたすべきことがございます。すなわち開會前の理事会におきまして各党間において申合せました警察關係二法案に対する今後の審議方針について御報告をいたしたのであります。すなわち第一に兩案に対する質疑は明日をもつて終了すること、第二に各党の持ち時間は討論を含めて四時間とし、この持ち時間の使途については各党内において質疑時間を割当てて審議を進めること、第三に修正案の提出等による新事態が起り

ました場合は、理事会を開いて協議すること、第四は、委員長より総理大臣の出席を要求すること、以上でございすから御了承を願います。

なお内閣提出市町村職員共済組合法案は、自治庁所管のものでありますから、これが審議は衆議院規則第九十二条により、当委員会において行うべきは当然であります。さらに各派委員諸氏よりぜひ当委員会において、これを審議すべき旨の申出もございましたので、昨日の理事会の御決定に基づき、委員長よりその旨を議院運営委員長に申し入れておきましたところ、本日の議運において種々論争のありました末、将来前例とせずとの条件を付して厚生委員会に付託せられることと決定し、ただいま議長より厚生委員会に付託せられた旨の通報に接しましたから、この旨御報告いたしておきます。

なおこの際申し上げますが、参議院側より、入場観覧税法案及び地方財政平衡交付金法の一部を改正する法律案に対する参議院修正についての説明書を、資料として提出いたして参りましたから、委員各位に配付いたさせました。何とぞごらんを願います。以上であります。

○門司委員 たいだいまの警察法の審議の経過の委員長の報告ですが、総理大臣の出席は単に委員長からこれを求めるといふことでございせん、理事会の大体の申合せは、委員会における討論採決の前に、必ず総理大臣に出てもらうように尽力をしてもらう、大体こういう申合せであつたように思いますが、委員長はそういうふうなひとつ御了承を願つておきたいと思ひます。

○中井委員長 総理大臣の出席をせらるべき時期は、門司さんのお説のごとき、討論採決前にこれをいたすべき申合せでございす。その通り相違ありません。——西村君。

○西村(力)委員 緊急な質問をちよつとしたのですが、お許し願ひたいと思ひます。

吉田総理の暗殺未遂というか、殺人予備というか、そういう事件が起きたことはこの前門司委員から質疑がありましたが、その際の政府側の答弁としては、気候のせいだろうとかあるいはエロ小説を持つておる軟派青年とか、そういう答弁でございしましたが、地元新聞や、その後報道になる新聞記事をずつと見ておりますと、そう簡単に片づけられるものでもない。しかも何かがゆえか、政府側においてはこれをいろいろ隠蔽しようというふうな意図もうかがわれる。そうこうしている間に九日の夕刊に、葛原法生といひますか、この青年は吉田総理を殺害するつもりであつたという自供をした、こういうことになつておるわけなのであります。こうなりましたと、今までの答弁はどうも真実を伝えていない、こういうぐあいに思われるし、またこうなつた以上は軽々にこのまま、この前の答弁や何かだけで私たちも見送るわけには参らない。われわれの反対党ではあるにしても、いやしくも一國の総理が暗殺の危機にさらされてる現実の問題は、その簡単には見逃さない、こう思ふのであります。私たちとしましては、たとい反対党の総理であらうとも、決してこれを喜ぶものではない。絶対喜ばない。私はかつて昭和二十一年に首相官邸にデモに参りましたが、

われわれが行く前に韓国人のデモがありまして、その際に官邸の玄關のガラスがめちやくちやに割られたといううなことがありましたが、私はそのとき国民として非常に残念でたまらなく思つたのでございすが、それと同じ気持ちであります。軽々には見逃し得ない、かように思ふわけなんです。そこでこの問題に対するその後の政府側の調査、あるいは政府側のこれに対する態度、こういう点について、ひとつ本日は、この前の答弁よりも一歩真剣さを加えた、そして真実を伝えた御答弁をお願い申し上げたいと思ひます。

○斎藤(昇)政府委員 五月四日の夕刻、葛原某が大磯の吉田首相邸に闖入をいたしました事件につきまして、その闖入の目的でございすが、当初本人が逮捕された際には、その目的は必ずしも総理を暗殺するという趣旨ではなかつたように自供をいたしてゐたのでございす。ただ本人の手紙等によりまして、二年ほど前から総理を暗殺をする、あるいは何ごとかを促すべく決行をするというふうなことを書いていたもので、あるいは暗殺の意思を持つていたのではないだろうかといふので十分取調べをいたしております。本人は昨日ですか、一昨日ですかに、暗殺の意思を持つて闖入したのである、かように自供をいたしておるのでございす。ただ、はたして暗殺の意思ありとするならば、邸内に入る十分前と本人は言つておりますが、アドルムを三三錠を飲んでいた——これは事実でありまして、逮捕直後、本人の訴えによりまして、医者の手によつてこれを吐瀉せしめたのであります。はたし

て暗殺の意図があるなら、アドルムを飲んで入つたといふことはどういう関係を持つておるのか。従つて、暗殺の意図といふものは、ほんとうにそのつもりであつたのか、あるいはそういうことを言つておるだけであるか、これを外部的に立証するに於いて若干の困難を感じておつたのであります。本人が強くその暗殺の意思を自供をいたして、そういう書面等も持つております。そういう状況からいたしまして、警察といひましてはこれを殺人予備罪といひまして、検察庁に送検をいたした次第であります。

○西村(力)委員 大臣の方はございせんか。

○小坂國務大臣 今国警長官が答えられました通りでありまして、こうした暴力主義が芽ばえを見ているといふことは、お互い議會人といたしまして、民主主義を守るという立場からまことに遺憾でございす。こうした事件は、そのよつて来るころ等十分調査いたしまして、今後かかることのないように、その絶滅を期したい、こう考えます。

○西村(力)委員 たいだいまの答弁ですと、この前と扱い方においてほとんどかわりがないといふぐあひにお聞きしたのでございすが、しかし葛原某なる者が殺意を持つたといふことを自供しない前の答弁と、それを自供した、しかも二年前からこれを考へておる、あるいはまた右翼団体の刊行物を讀み、あるいはそれに加入せんとしたといふような動きなども、逐次明白になつて来ておるのでございすが、その新しい展開に立ちましても、やはり当初の考え通りである。かような立場

が国警の立場、あるいは政府側の扱ひ方の態度はこういうのである、かように今の答弁を受取つてよろしうございすか。

○小坂國務大臣 当初にも申し上げましたように、こうしたばか／＼しいテロリズムといふものに心酔するような者がいるといふことは遺憾であります。そういうことに対して私どもいたしましては、これを非常に大きく取上げるということも、かえつて同種のばか者を刺激するといふこともあり得るものでありますから、こういう点につきましては、この事件は事件として適正に処理するといふふうな考へておるといふことを申し上げた次第でございす。

○西村(力)委員 そうしますと、こういう幼稚な者は問題にしないといふ総理が笑つて過しておるといふ立場と同じやうなぐあひに見えますが、しかし私たちがとしてはその簡単にばか／＼やないかと思ふ。この前公安調査庁の人々に来てもらつて、秘密会において、いろいろ国内治安の状況の説明を聞きまして左翼関係の方向においてそれを細密に、しかも恐れをなすほどに説明に熟を入られましたが、右翼団体の動きに対しては非常に過小評価といひか、こういう傾向を私たちはその説明から受取つておるし、またこの警察法改正そのものについても、そういう立場がやはり存在しているように思へるんです。しかし日本の過去の事実から言ひましても、あの総理官邸が犬養総理の血でいろどられ、さまざまにいろどられておるわけなんです。そういうことはもう過去において繰返しておる。まだそういう一人一殺的

動きが日本人に非常に強くなつておる。こういう観測をせざるを得ないわけなんです。

【委員長退席、加藤(精)委員長代理(着席)】

こういう点について政府側の態度は、今のようなくあいに、大した問題にしないように見えますが、その態度は、広川前農林大臣が保全経済会の問題で右翼的な立場にある人々となびたび会合しておつたということが、行政監察委員会において明らかにされた。むしろそういう立場を政府が弁護しておつたというやうなくあいに見え、見る行政監察委員会の調査の結果が現れておる。こういう一連の立場があるのではないと思われぬのです。そこで閣側に伺います。これはやはりこういう自供がありまして、殺人予備罪以上に出る、あるいはそれを追起訴するとか、送検の理由として殺人未遂にまで発展させて、追加するというやうなことは全然考えていないのか。今の通り殺人予備罪だけで送るかという点について、私は法律的にはあまりわかりませんが、そういう点について閣側の立場をひとつ御説明願いたいと思う。

○斎藤(昇)政府委員 われ／＼といったしましては、こういった暴力主義が多くなるといふやうなことにつきましては、最大の関心をもつて見守つておるのであります。これらの警備その他につきましても、最善の努力をいたさなければならぬと思つております。本件につきましても、こういうものはできるだけ厳罰にすべきものである、かように考えておりますが、ただいまの法律をもつていたしましては、殺人

未遂というところには参りませんので、殺人予備というものがこの事件の取扱いの実際に講じました最高のものだ、かように考えております。

○門司委員 関連して、ちよつと今の御答弁でただしておきたいと思ひます。アドルムを飲んでおつたというところですが、新聞を通じて見ますと、当時診断した倉田医師の語では、その多量でなかつた、ほとんどそういう気はなかつたということが発表されております。そういったことと、アドルムを飲んでおつたということ自体は、今長官は途中で吐かせたといふのです。それは警察官が吐かせたのか、あるいは医師の手当であつたのかといふことの疑問が起るのですが、これはどうもちがはんとおぼしめさなければならぬ。

○斎藤(昇)政府委員 これは病院で医師が吐かせた、かように報告を受けております。本人は三十錠服用した、かように自供いたしております。

○門司委員 その点ですが、倉田医師が新聞に発表したところによると、その三十錠まで飲んでおられない、ほとんど飲んでいないといふやうな発表の仕方をしているのですが、それは確かですか。

○斎藤(昇)政府委員 私の方でたゞいままで受けております報告では、さように相なつております。

○加藤(精)委員長代理 簡単にお願いします。

○門司委員 簡単にと言つけれども、ちよつと待つて下さい。問題は、先ほどから大臣並びに長官はこれをきわめて軽く扱われております。しかしこれは氣違ひじやなかつたといふことは事実です。最後に遺言を書いておりますし、それから同時に彼の述べた中を見てみますと、おそらく郷里の母は自殺するであらうといふことを言つておる。この問題は非常に重大な問題だと思ふ。だから単に一つの単独の気まぐれの犯罪では決してないといふことである。やはり思想的に——右翼団体には関係をしていないと本人も言つてゐるやうであります。関係なくとも、思想的にやはり正しいことを貫くのだ、いわゆる吉田総理の存在が日本の将来を危うくするものといふ、人を殺そうとする一つの家庭のしつけではございませんが、社会的に正しいことは死を賭しても貫くのだといふ一つの固い信念の上に行われた犯罪だと考へる。従つてこのことは単に陽気のせいや、氣まぐれや、あるいは強名的にやつたものではないと思ふ。

こういう事態の起ることをできるだけ防壁する、あるいはこれに厳罰をもつて臨むというが、厳罰をもつて臨んでみたところで、こういう事件がなくなつていくわけはない。原因があれば、必ずこのやうな問題は出て来る。従つて大臣にお聞きをしておきたいと思ひます。この前の委員会でも聞きましたやうに、ダイナマイト事件があり、さらに今度直接行動に出た。こういう者が現われておられますが、こういう世相に對して、大臣はよつて来る原因はどこにあるかといふことを率直にこの機会に言つてもらいたいと思ふ。

○小坂國務大臣 私は門司さんにお願ひしたのであります。この前にも申したのであります。私は暴力行為といふものは個人的にも徹底的に憎んでおるのであります。議会人という者が全体がさうであらうと推察申し上げております。しかるに暴力行為があつたからといつて、これを是認するやうな原因あるところに必ず暴力行為が発生するといふやうな断定したお聞きのならぬ方をされますと、門司さんの御心境はよくわかつております。あなたも暴力主義は否定されておる。これはよくわかつておるのであります。が、一見誤解を生みまして、何か暴力行為が出て来るのは現在の政治が悪いからだといふことから、暴力が是認されるというやうなことになる。これは非常な問題でございまして、これは先ほど来のような答弁をいたしておる。私も決してこの問題をいたすに軽く扱うといふやうな意図は持つておりません。事態は事態としてあくまで糾明いたします。

○門司委員 私はこういうことなんでしょう。事態を糾明すると言ひますが、起つた事態をどんなに糾明して、これを極刑に処して見ても、それで決して跡を絶つものではないといふことで、跡を絶つものではないといふことで、跡を絶つだけの政府当局が腹をきめなければならぬ。従つてこういう問題は偶発的に起つたものでもなんでもございしません。遺言の中にはつきり書いておられますやうに、また先ほど私が申し述べましたやうに、自分は正しいことを正しくやつたのだ。國民の一人が正しいと考へておる。あなた方はけしからぬと言ふかもしれぬが、やつた本人は正しいと考へておることである。私は非常にこれは社会的な問題だと思ふ。先ほど西村君も言ひましたやうに、共産党の問題としては、共産党は非常にこわい／＼といふことを世間に宣伝して、國民の恐怖心をかり立てて、共産

起つたということは、警察法審議の過程においてきわめて重要な問題としてわれ／＼は考えなければならぬ。従つて大臣にも一言お答えを願いたいと思ひますことは、日本の国民全体が、かくのごときことはまつた大臣のお考えになつておるよう、本人の氣違ひさたである、言語道断であるというように考へておるとお考えになつておるか、あるいはかくのごときこともあり得るであらうというように、国民はある程度——行為自身は憤むけれども、しかし事態もしくは動機そのものに對しては、ある程度納得の行くようなことになつておるはしないか。もしそうであるとするならば、いかに嚴罰でこれに臨み、あるいは政府当局がこれをもみ消そうとしても、国民の中にある思想は、政府当局の考へ方と逆な方向に私は行くと思ふ。従つてもう一度大臣からそういう観点に立つて、多少答弁はしにくいと思ひますが率直に答弁してもらいたい。

○小坂國務大臣 率直にお答え申し上げますが、私はある考へを持つたからといつて、これを實力によつて、あるいは人を殺してまでも解決しなければその解決ができない、こういう考へ方については、これは戦前はあつたかも知れませんが、しかし現在ではそういう考へ方こそ最も憎むべきものであつて、議論はあくまで議論、考へ方はあくまで考へ方、その問題として解決しなければならぬということは、私どもはお互いに国会を通じて終戦以來努力している考へ方の中心であると思ひます。あなたのお考へもわからぬでもありませんけれども、あなたのおつしやり方の中に、これは逆に立場をかえてあなたが政府側でそういう御答弁をなすつたらどういふことになりま

いかというふうには私は考へない。戦争の行為が悪いということではだれも知つております。しかし政府としては再軍備をしておる。これをけつこうだと言ふ人は一人もない。しかしわれ／＼は反対しておるが政府は再軍備をしなければならぬといふところに、やはりその簡単に行為自身が悪いから一切をやめるのだといふことに割切るわけには私は行かないと思ふ。従つて行為自身はわれ／＼は肯定するわけにはいきませんし、困つた行為をなくすることのためにはどうすればいいかといふことの氣持は、お互いになければならぬと思ひます。私はそのことを大臣に率直に申し上げておきたい。い／＼警察法を審議しておつて、国家的に警察權力が全部集中されて、警察庁長官が一切の指揮命令をするようになって、場合によつてはクーデターが行い得るであろうといふようなやかましい警察法を審議いたしておりますときに、行為自身はよくないが、これがこのまま進んで行つたならば、国民の政府に対する批判すらも許されないといふようなことに行き過ぎないとも限らないと思ふ。やはり現在の社会を政府も国民も率直に認めて、そうして善処して行くといふことが私は正しいと思ふ。それは当然であらうことは起り得るようなことであるといふことは起り得るようなことは、小坂さんにはなか／＼言えないでしよう。あなたにそれを肯定してもらいたいと言つておるわけじやない。しかしああいふことが起つたといふこと自体は、単に本人の氣違ひさたであるとして本人を責めるといふことでなくして、ここで責任の一半はやはり社会

が負うべきであり、さらに行政の担当をしておる人は当然その一半を負うべきであるといふことは、先ほどから申し上げておるようになります、世人の中にはかくのごときこともあり得るであらうといふようなことは——それはほめるわけでもなし、いいことでもないが、そういうばかな氣違ひが出るであらうといふくらいのことには、ある程度世人は認めているんじゃないかといふように考へる。この是認をおそれるからさつきのようなああいふお言葉が出るんだと思ふ。政府がしつかりしておつて、氣違ひだといふのでしりぞけるだけの世相になつておれば、それは今の大臣の御答弁でもけつこうだと思ふ。しかし必ずしも現在の世相はそうでないんじゃないか。従つて政府としてはこういう事件が起つたことについて、それなり一体どう対処されて行くのか。齋藤君の言うように嚴罰に処して、それで事が解決すると思つておられるのか、その点もう一応お聞かせ願ひたい。

○小坂國務大臣 政府といたしましては、右であると左であると問はず暴力によつて問題を解決するといふような勢力に對しては断固として対処して行きたいと考へております。たま／＼そういうことが一つの勢力になつて参りましたら、これは問題であります。大勢の中でございまして、たまには誤つた考へ方を持つて、いわゆるテロリズムによつてでなければ話がかぬといふような非常に浅薄な、しかも非常識な考へ方をする者もあることはあると思つております。しかしそれが出たからといつて、その責任は全部政府が持つべしという考へ方も、これまた行き過ぎだろつと思ひます。しかしそうかといつて、万物満ち足りて何も言ふことのないりつぱな世の中にならば出ないでございましょう。しかし人間の世の中でありまして、ただいまの日本の現況でありますので、なか／＼そう思うにはまかせぬことは、これもまた御承知の通りであります。しかしわれ／＼がやつてゐることが十全である、政府は何事も何ら瑕疵のないことをやつておるといふには私も決して考へておりません。日々反省でございまして。しかし私どものして

おりますことは一つの信念を持つてやつておることはお考へ願ひたいのであります。もちろん門司さんの方のお考へと違つてございまして、今般数あると思つてあります。しかし今のお言葉にもございまして、再軍備をやつておる、だから戦争を挑発しておるというお言葉がありました。私もそれはそう考へていない。平和を維持するために、民主主義の諸国家との間に、世界平和を維持するに足る均衡を共產主義国家との間に保たなきやならぬ、そういう考へ方から今の自衛力を漸増する——再軍備といふことは私も申しております。自衛力を漸増するといふ考へ方が正しいといふこととてやつておるでございまして。これは意見の相違でございまして。意見の相違をもつてただちにテロリズムでなければその意見は克服できはしないという御批判あるいは今度の葛原何がしなな者の行動をもつて、世間大方は肯定するであらうといふような御批判が

出ますことについては、私も遺憾ながらそれに同調するわけには参らないのでございまして。

○門司委員 最後にはこれは政府に警告を發しておきますが、あなたはそう言われますが、こういうことなんです

は思う。どこまでもあの行為だけがけしからぬいうことであれば、いつまでも議論が尽きないと私は思う。

認いたしますと、たとえば生活苦のため、に自殺をする、一家心中をする者が出て来る。あるいはこのごろ頻発する

ではない。一国の総理が殺されるとい
う問題を軽々しく考えて、そういうも
のは社会的な諸条件から生れるので、

各管区とそれから都道府県に置き、さらにその上に警察大学を置くというように、私は三つも置く必要があるのか

見ますとごく少数なんです。一体こういうことが必要かどうか。これはしばしば委員の中から、考査最高幹部を最後にやる場所としてこういうところを置いておるのだというのを言うておる。姥捨山はどうでもいいですが、そういうことのためにあるような気がするのである。しかも今まではなかつたのに、府県一本にした場合になお必要だ、学校も必要だというのが、府県の警察学校があつて、しかも最高の指導者といひますか、警視あるはい警部補といひますか、大学へ行けばいいのであります。相当教養のある人をちやんとビツク・アップしてつたのですから、それは府県警察学校でそれ／＼専門的な教育をしたらたくさんであつて、管区にまで学校は必要でないと思ふのです。その点、管区並びにその他四つの学校のあることは、どうしても必要であるという理由を御説明願ひたい。

○斎藤(昇)政府委員 学校の点につきましては、前に御説明申し上げましたように下級警察官の教養、中間幹部の教養、高級幹部の教養、いずれも各段階に応じて教養の必要なことは、これは御了承願ひと思ひます。ところでは御承知のとおり全部やれるかと申しますと、下級警察官の数が非常に多いと申します。これをやるためにはどうしても府県に置かなければなりません。しかばその府県で中間幹部の教養ができるかと申しますと、中間幹部の数は非常に少い。しかもこれには相当高度の知識を持った教官が必要である。この教官は各府県にみなわけて、そうしてやる。少数の五人、十人でもそれに五人、十人の優秀な教官がついて教える。これは徹底してまことによいのであります。今日の経済状況をもうていたしましてはなかつた、これが困難でありますので、これを管区に集めて、管区内の一箇所でわずかの教官でやれば、その方が経費が少なくて済むといふことから、こういう管区の学校の必要といふことが起つて参るのであります。管区の必要はまたたび／＼申し上げておりますが、今のようには犯罪が非常に広域にまたがつており、ことに思想的な背景を持つた擾乱といふような事柄に相なりますと、これは常時その地方における治安の状況を十分知つておくことがまず第一、何かことが起つた場合には間に合ひでさしずをするといふのでは間に合ひない場合が非常に多いのであります。たとへば先般の石川の内閣問題にいたしましては約二、三箇月かかりまして、ほとんど大阪管区からかわりば、ここに応援に行つて、あの事態の收拾に當つておられるのであります。この際に応援に参ります府県の治安の情勢はどうであるか、そこにはどんな大衆の集まる行事が行われるか、そのときの状況がどうであるかといふことを判断しながら、この一週間は何県から応援を出してくれないか、お前のところは大体こういう状況だから応援は出せるだろうといふやうにいいたしましてやらなければなりません。また一方同時に姥捨山のあの相当な問題がある。これは二箇所くらいであれば本部で間に合うといふこともできません。ところが、教地方に相当するといふことが起るといふ場合に本部から一々各府県の状況を把握しながら、各府県に事柄にほとんどにびつたりした連絡あるいは調整をすることがきつて困難でありますので、どうしてもこういう警察庁の前線指揮本部みたいな連絡調整の仕事をするとところがどうしても肝要である、かように考えるのでございます。

○大矢委員 なるほど必要な理由にはわかりましたが、私の聞いているのは、政府の説明は、今度の改正の骨子は、責任の所在を明確にすること、経費の不経済を経済的に有効に行うことだ、こいつで今まではなかつたところをさらにふやして行く。今までは五箇所であつたのを七箇所にする。そして学校も一つ／＼置かなければならぬ。それから管区に中間の幹部が東京へ来るのもどこへ来るのも大した違いはないと思ふ。従つて私は幾つもこういうふうなことを聞いていたのですが、なるほどいふ／＼必要なわけを聞きまして、それでよろしうございます。

次に例の公安委員の問題であります。これはいろいろ問題があり、しばしば聞いておるのですが、私は公安委員の任免権の問題でなしに、制度の問題で伺いたいのですが、大都市をかかえた府県もまた七十万、八十万の小さな県も同じ公安委員の制度で、三人の委員によつてやる、これはもし地方行政といふものに少しも理解がある者ならば、こういう警察制度改正にあつて、大都市警察行政といふものを考へることは、まづたく實際面に縁遠い考へから来たんじゃないか、そこで大都市をかかえた府県といふものは、一例を申しますと、鳥取、島根のごときは七十万、八十万、大阪市などは約二百

五十万以上であつて、三倍、四倍もあるところ、その委員が比例しないといふことで、どうして民主警察、いわゆる警察行政が徹底できるか。従つて特別何らか考へる必要がある。自治法においても特に五十万以上の大都市は特別市制にすることができ、これは法律を制定しなければなりませんけれども、そういう特例を設けたゆえんのも、大都市行政、治安といふものはきつて重要であるからさういふことになつた。これを単に小さな府県と同一に三人で行うといふことについて、当局は何らか考へられているのかどうか。大きくても小さくても同じ自治体警察ができた当時にも、特に大都市の治安といふものは、あるいは警察行政といふものは関係が深いから、人数においてもあるいはその他において特別に設けられたいふ／＼な規定があるのです。それを今度はさういふことを一つも考へられていない。大都市があつて、それが小さくとも同じやうか、大きい県であつても同じやうか、大きい県であつても同じやうか、そういうことが規定されておる。何らか特別に考へられておるかどうか。うまく行くと考へるかどうかの点について伺いたい。

○斎藤(昇)政府委員 なお私先ほどのお答えが足りませんでした。管区の問題であります。経済の見地から考へても私は管区があつた方が経済的である、かように考へております。九州ならば大体福岡の管区まで行けば用が足りる。いふ／＼な場合その他に用を開くといふことであります。それだけでも莫大な費用がかかるので、その方が経済的である、かように考へております。それから公安委員の数のことですが、昨日門司委員に御答弁申し上げましたように、最高の責任機関、これは合議体といふことであります。何名ぐらいがよろしいかといふことは、大都市を持つておる府県あるいはさうでないところ、この人数にはさういふ関係がなかつた、かように申し上げたのであります。しかしながら公安委員の御活動は、最近實際からだとくさん必要とする事柄が多くなつて来て、大都市において特にさうであるといふ御意見でありまして私もなるほどさうかと伺つたのであります。ただ今でも大都市の公安委員の数を増した方がよろしいといふ声を、大都市側からもどこからも伺つておりません。したので、全部三名といふことで御提案を申し上げましたが、御意見の点まことにごもつともこの点があつて考へますので、さういふ実情であるといふ大都市の方の御意見であれば、政府は次の機会にでも増員のよう改正案を提案したい、かように申し上げたのでございます。

○大矢委員 大した意見がなかつたから考慮に入れなかつたといふのが、国の治安に對して責任の所在が明らかでないから、どうしても総理大臣の任命する長官並びに専任國務大臣を置かなければならぬと主張して、具体的にこれを出している。それで私の聞きたいことは、それはどこに治安維持の責任を痛感されるならば、民主主義の原則として、自治体の長であり、しかも一般から信任を得て公選によつて出て来たところの大都市の市長、府県

も、自治体警察だと言つてあくまでも説明もし、答弁のある限りにおいて、少くとも人事権というものは公安委員が持たなければならぬ。これは大義名分、原則だ。これをどうしてもいかなというところは私は納得できませんが、この問題は各方面から質疑応答がありましたが、結局私は最後まで納得の行かぬところなんです。そこで特にこれは重要ですから私はお聞きしたいが、この法案が通過した後における大都市行政、特に都市行政の上の警察行政というものはどういふ結果になるかどうか、これははなはだ失礼な言い分ですが、小坂さんも斎藤さんも大都市の小さい行政には、ほんとうにどこまで理解と同情と経験があるかわからぬ。御承知の五大都市特別市制を通じて、府県と大都市の対立は言葉で風せない現実の問題があるのです。そこで休戦しようということで、地方の財政その他行政の問題について地方制度調査会にこれを一任するということがその回答があつたが、その回答に対しては全然考慮なしに大都市警察をなくして府県一本にしたのです。この結果は地方の自治行政に大きな関係がある。私はこの警察法が出たときの本会議の質問を丁寧に聞いておりましたが、只野君が最後に無所属で簡単な時間でありましたけれども、これを率直に言うておる。もしこれが実現するならば大都市はどうなるか、こういうことを私は謹聴しておつたのですが、大都市の自治行政が府県一本になつた場合のことを想像すると、当事者はもちろんのこと、住民がどれほど迷惑をするかわからない。そういうことを考慮され

たことがあるかどうか、何らかこれに對して特別なことを考へているか、これは自治庁に聞いた方がいいかもしれませんが、警察法が出た後における影響というものの考慮なしに考へられなうと思ひますから、立案者であるところの閣僚大臣並びに斎藤さんにこの点を特に真剣に考へてもらひたい。何か腹案があるのか、そういうことは心配ないとおつしやるのか、この点を伺ひたい。

○斎藤(昇)政府委員 大都市を持ちました府県といひましては、その大都市の区域内における府県の行政につきましては私は格別の関心を持つておると思ひます。従ひまして、警察が府県一本になりまして、その大都市の市内における警察の運営は、今日市みずから行つておられる運営よりも悪くなるというようには考へられなうと思ひます。また今日大都市において警察事務を執行いたしてあります警察職員がやはり中心になりまして府県の警察運営の責任に實際に當るわけでありまして、決して府県の内部に臨むというようなことはいないわけでございます。一番わかりいい例は、東京の警視庁、それから三多摩の都市警察、国家地方警察、これが一つになつて運営されても、特別区の区域内における警察行政はやはり従前通り行へる。それと同じように、他の大阪、京都等は今度は、府県の警察になりますけれども、その市内の部分において行つ警察行政は、やはり市民すなわち市内における府民の意向を聞いて、同じような運営が行われるものである、私はかように信ずるのであります。

○大矢委員 私が斎藤さんは特に大都市に對する理解をいいますか、実情を知らぬといふことをいひせん言つたのはそこなんです。東京の三多摩と神戸、横浜、大阪、京都というような大都市と同じように——私お尋ねしますから、一体東京都知事は市長ですか、それから府県知事は市長ですか、それは全国の市長會議のときに市長で出ています。私は都知事とは言ひけれども、實際の事務的には市長だと思ひます。従つて大阪市のことも、知事は市長であるならば問題はない。ところが實際は特別市である。東京都の知事は市長とまつたく同じ仕事をしておる。それとほかの五大都市、その他の福岡も入れて、大都市をかかえたところと同じに、三多摩がうまく行つてゐるからそんなことは心配ない、そういうおきなりな実情を無視した答弁では、私が劈頭に言つたように大都市の情勢をあまりにも軽く見てゐる。大して不自由はありませんと言ふようなことは、これはたいへんなことです。一体あつたら責任を持ちますか。私は二十年近く大阪市會議員をしておつたが、どれだけ私も府県との間に不自由を感じ、住民が迷惑をしておるか。これだけの長い期間において、しかも府庁に特別市制を訴へ、それだけに各府県が対立し、その問題について運動が今日まで継続されて来たか、あなたの言うように簡単なものであつたら、そこに運動の必要もないし、経費もいらない。かりに私は一例を言ひますが、特に私は残念なことに、本國會でしばしば問題になつた建築士の問題が、五万以上の市には必要であれば知事と合議の上置くことを得ると書いてある。大阪のときは何べ

ん言つても知事は言うことを聞きません。建築士を一人も放さない。それは特別市制にからんで感情的に放さない。そのため大阪市民は土地の明示は市役所に行かなければならぬ。照合は市役所、受付はみなそれである。ただ建築関係だけは府庁に行かなければならないというので、二重、三重に苦勞してゐる。これは私時間がありますれば、府県でやつた場合、一体大都市の行政にどういふ支障を来すか、住民にどういふ不便があるかといふことを詳しく申したいのでありますが、時間がありますし、断片的に申しますが、警察が市政の妨害になるといふような、まつたくわれわれの想像にもつかぬようなことが現実にあるのです。それを大したことがありませんと言つて、東京の例を持つて来てあつさり片づけしてしまうのは、あまりにも地方の実情に對してあなたは冷酷であると言ひなければならぬ。なおかつ、そういうことの心配はないと言ひが、あつた場合にどうするか。その点を私は非常に心配するのである。都市警察を残すか残さぬかといふことは、いわゆる政府与党たる自由党の中にも問題がある。政進黨はもちろんのこと。われ／＼は全部残してもらいたいと思つてゐる。それをなくしてもさしつかないと言ひのであるならば一体どういふことでさしつかえないのか。あつたときにどうするか。一片の答弁では困るのです。当然この法が七月一日にも実施されるとなると、その後に来るのですから、その点を重ねて、私の得心の行くように、心配しなくてもいいように答弁願ひたい。

○斎藤(昇)政府委員 この大都市が特別市制をめぐるまじつて、府県と市との間に鋭い対立のあります事柄は、私も承知をいたしております。これは相當深刻な問題であるといふことも十分承知をいたしております。かるがゆゑにこの警察法におきまして、大都市の特別市制のような形をとるかとらないかといふことは、大きな政治問題であると思ひます。先ほど私がお答えをいたしましたのは、そういう市と府県との間の政治問題を離れて、これが府県に一本化された場合に市民が非常に迷惑するような警察運営になるか、あるいは市に不適当なような、そんな警察運営になるかといふことについてお答えを申し上げましたので、三多摩がよくないと申し上げたのは、ごさいません。今日、いわゆる警視庁といふものは特別区の警察事務に専念をいたしております。それから三多摩の都市警察あるいは国家地方警察、それはそれ／＼自分の区域において専念いたしておりますが、これが都に一本になりまして、この特別区を受持つてゐる警察が中心になるわけでありまして、特別区の区民に對しましては、従前通りのサービスができるような運営になると私は考へる。同様に大阪におきましても、大阪の警察の主流といふものは、大阪の市警がどうしても主流になるわけでありまして、むしろ警察運営は大阪の市民に今日のサービスしておりますと同じようなサービスが行われるであらう。しかもそれは府から見ましては市と府県とは特別市制をめぐ

つて、今申しますように相当尖鋭化はいたしてありますが、しかしこれも府民でありまして、人口の大部分が大都市であるということであれば、この大都市の治安の状況というものが中心になつて、府の警察行政というものが運営されます、かように申し上げたのでございます。

○大矢委員 東京都の特別区というのは警察視座のもとにあつて、しかも今は東京都知事がこれを管理しているのでありまして、斎藤さんは大阪の特別市というものを東京都の特別区と同じように考えられておるが、これはほんでもないことです。これの行政は今、特別区といえども東京都知事の安井さんがちやんとしているのか、大阪の特別市、あるいは京都とか、その他の知事や市長と違ふのです。それを同じように解されたのでは非常に迷惑です。たとえば例を言いますと、これは私の想像の一つですが、今後大阪府に警察が移つた場合に、道路管理者は市長である。それから交通面、バス事業は市が行つておられますが、これは大阪に限られたことではないけれども、停留所を一つ置くのにも、いわゆる道路取締法によつてみな警察の許可を受けなければならぬ。ですからこういう仕事はみな府庁に行くのです。それに對して今までの感情からいって、円滑にこれで行かうというのを言いますか。私はほんとうに特別市はいずれかに解決しなければならぬ、何らかの形で解決しなければならぬと思う。警察関係の多い都市行政ということも、もし考慮なしに、東京都の特別区がうまく行つておるからというようないふこと、五大都市の行政がさしつかえない

ように行けると言うことはとんでもない。一体そのことはそう簡単でなしに、何らかの特別に考慮する必要があるのではないですか。それを重ねてお伺いします。

○斎藤(昇)政府委員 それは、大体市の營造物であるとかあるいは市の経営しておるものと警察との関係というのにつきましても、市長が警察の管理をする形になつております方が連絡が便利である。同時に市内におきましては、やはり府の管理するものもあるわけでありまして、そういった面からいまして、出入りは両方に不便は若干起ろうかと思ひますが、これは大きな目から見れば大した問題はなからう、かように思ふのでございます。

○大矢委員 国家的な警察事務あるいは大規模な事業というものと、純然たるサービス機関としての警察行政というものを、大都市その他少くとも十万以上の都市の場合においては、いろいろ都市計画、水道、下水、青少年の指導あるいは社会施設その他があります。これはやはり警察との協力がなくては、どうしても円滑に行かぬ点がたくさんあるわけですね。特に最近の麻薬取締りその他についてもそうですが、こういう大都市の特殊な行政に對して、国の事業と別個に切り離して何らかの措置をする必要はないかどうか。いや、もうそういうことは考えられぬというのか。特別にそういう国家警察的な、国の事務あるいは事業としてのものと、地方のサービス機関としての警察行政というものを、何らかの明らかなに區別する必要があるのじやないかと思ふが、その点についてどうですか。

○斎藤(昇)政府委員 おつしやるように、地方は地方としてその地方のサービス警察を持ち、国は国としてその必要に応じた警察を持つ、これは確かに一つの御識見でございまして、そういうことも考え得られると思ふのでございますが、しかしながらさうに相なりますと、国だけの警察というものは、ここで非常に御心配になるようなそういう面を多分に持つと思ふのでございまして、むしろさういう面からいまして、むしろ、他方のサービスに従事するものが同様に国のサービスにも従事するということの方が、私は警察の運営が非常にうまく行くようになる、かように思ふのであります。同時に二本建にいたしました際には、この両者の警察が円満に運営をされるというところは非常に困難ではなからうか。また費用も非常に高くなつてしまつて、日本の実情をいたしましてなかつて採用のきかない制度ではなからうかと思ふのでございます。

○大矢委員 最近しきりに府県側で一本にしてもいいという運動があります。しかしそれは無条件でないのです。これはお聞きのとおり、少くとも任免権は府県の公安委員に持たしてもらわなければ困る。先ほど安井都知事の例を引きましたが、各府県の警察を一本にしてもいいといういふ、陳情運動のあることは私もよく知つております。しかしながらこれはあくまでも自治体警察で、すなわち公安委員が府県警察本部長を任命するのでなければ、結局は先ほど言つたように費用だけは地方で負担せられて、実際の運営は一切天くだりにならないわゆる警察国家になる。特に政党政治、民主政治の原則から言つて、時の政府の意

思が強く反映するということで、自治体の本来の性格が侵されるということを中心配して、府県一本にしてもいいという運動の中にも、賛成、反対を問はず、自治体警察の本質は、その任免権が公安委員になくちやならぬという点で、この警察法に對しては、今の内容そのものでは全部反対だ。こういうことについて、なおかつどうしてもこれを押し通そうとするのかどうか。

○斎藤(昇)政府委員 府県側におかれましては、警察本部長の任免権を府県が持つようになつておるわけであらうが、しかし大きな目で見ますと、さういふにいたしますと、府県内の警察官の他府県との交流も非常に困難になり、警察の内部が沈滞するといふようないろいろな点も出て参りますし、国全体から考えましても適当じやなからう。かように思ふのであります。どちらにも十分御満足でないというのがちやうどいいところであると思ふのでございます。

○大矢委員 どちらにも満足でないというが、どちらと何を言うのか。警察は一体だれを対象にしているのか。○斎藤(昇)政府委員 府県側が要求をしておる。その通りにもならぬじやないかとおつしやいます。府県側ばかり御満足の行くようには行きません。そこらで、いろいろな警察に對する要請を調整してつくりました案をいたしましは、やむを得ないのじやなからうか。かように申し上げるのであります。

○大矢委員 どちら側というけれど、相手は全部住民なんです。府県側の言うのは、住民がそうでなくちやならぬというのです。何も府に對して市に對して言つたのではない。言葉じりをつかまえるわけではないからそれでいいのですが、新聞その他で長官は「大臣ももちろん御存じでしょうが、改進黨の小委員会では、大体三十万以上の都市には残す。任免権は地方自治体の意思が警察に反映するように、自治体警察の本質としてあくまでも公安委員に持たす」といふ二つの原則だけは貫かなければならないということではない。いろいろお話があるようですが、こういうことになつた場合には、国会で定められたことは、最高の意思決定機関の決定でありますから、異議はないと思ひます。これは仮定じやない、さういふことが現に起きている。これについて斎藤さん並びに大臣の考えをお聞きしたい。

○斎藤(昇)政府委員 私といたしましては、本案が最も適當なものだと考えておりますので、本案の成立を望んでおります。どうぞよろしく、さういふ御決定いただきたいと存じます。

○小坂国務大臣 私もその通りであります。但し同会の御審議あるいは国会での御相談が行われます際において、政府としてそれがいいとか悪いとかいふことは差控えるべきものと考えます。

○大矢委員 六十六条に小型武器を貸与するということがあります。これは小さいようでありましても、取締られる住民の側にあつて非常に関心の深い問題でありますから、お聞きしたい。終戦後あつた世相でありましたし、軍隊が解散されて、警察のみに治安を維持する責任があつたから、やむ

を得なかつたと思うのです。これは政府がよく言う、アメリカさんから押しつけられた制度であるということが、その点は一応は考えられるのですが、そこであの当時拳銃を持つたことはやむを得なかつたと思う。軍隊もなければ、治安もすいぶんいろ／＼なことがあつたようですから、あの当時の拳銃はやむを得なかつたかもしれませんが、今日においてなお拳銃を持たなければならぬか。私は棍棒だけでたんとしたと思う。しかも私はそのためにいろいろな統計をいたしたのですが、二十五年から二十八年に至る間において二百六十六挺のピストルをなくしたりとられたりして、それが返つて来たのが二百挺ばかりで、その他六十二挺は行方不明になつてゐる。これに對して意識的に無意識的にやつたのか、死人が突に二百数十人ある。生命財産を保護する警察官が、自分が死んでみたり、子供を殺してみたり、人を傷つけて殺してみたり、これは一体どういうことかと思う。サールベルのときにはこんなことはなかつた。これはただ住民側から見たことですが、警察官みずからあれは困ると思う。あれをとられまいと思つて、交番におつて夜もおちおち寝られない。家へ帰つて来ても、子供がおもちゃにして人を殺してみたり、耐えられぬから、警察が保管してくれて、万一のときだけに使うようにしてもらふか、そういうふうにしてもらわなければならぬというので、大都市の間では交通巡査だけは持たないようになつておりますが、これは今日なお必要なんですか。ことにアメリカでは国民が自由にピストルを護身用として持つてゐる。日本の国民には絶対そんなものは持たせぬ。先祖伝来の宝刀でも、ちゃんとそれを届け出で、少くとも五寸以上のものは持てないことになつてゐる。警察官だけがピストルを持つて裸の住民に向つていなければならぬということはどうかと思うのですが、これを改正する御意思はありますか。また持たなければならぬ理由を伺いたい。

○斎藤(昇)政府委員 たいまのような御所見が他にも多々ありますことは十分承知をいたしております、私ももといたしまして、これはよく考えてみなければならぬ問題だと思つてゐるのでございます。ただ今日におきましても、警察官が拳銃を持つてゐることによつて、無言のうちに治安の維持の役割を果しているという声も相当強いのでございます。将来警察は一切拳銃を使用しなくてもよろしいかどうかという点を、もう少し見きわめたいと思つてございまして、ふだんは持つてゐなくて、必要ときだけ拳銃を使うというところは、非常に危険でございまして、いやしくも拳銃を警察官が使うことがあつたというならば、ふだんしよつちゆう持つておつて、これが自分の手足の自由に自由に使える。そうしてあやまちを起さないように訓練をつけておきまさんと、拳銃を持つたときに思わざる事故を非常にたくさん起しますで、現に拳銃を使用している全国の警察、国警を通ずる幹部の意向、あるいは公安委員会の意向、また世論等も十分聞きました上で、もう一度今おつしやいます通り考え直してみてもいい問題であらう、かように考えております

が、ただいまどちらとも結論に達しない状況でございまして。
○大矢委員 最後に最も重要な都市警察のことについて聞いたが、実に無理解もはなはだしく、全然考えていないということなんです。もしこれを強行した場合における大都市行政がどういうことになるか、想像にたかくない。一体世界の先進国における大都市に、都市独特の警察のないところがありましか。私は今度の警察法審議にあつていろいろ／＼な参考資料をもらつておりますが、またそれによつていろいろ先づからも聞いております。欧州の大都市にはことごとく都市警察はあつてゐる。こんなに大都市を無視してそれからあつてもその考え方が地方自治という考へ方が一貫してゐる、私も地方自治はほんとうの民主主義の基礎である。地方自治体というものは市町村である、それを統一連合機関、あるいは地域的な一つの行政をやるのは府県だ、かように考へておるが、その考へ方は根本的に違つて、従つてそういう警察法の制度に對してもそういう考へであるし、それからあらゆる答弁の間にもそういう食い違ひが出て来るのであります。が、われ／＼この経緯を通して、今後の日本の民主化のためにも、あるいはまた地方の行政の上にも、あるいはまたそれを強行した後に於ける協力態勢といふことが、時の政府なりあるいは中央に對する協力といふものが、非常なあらゆる局面において支障が来るということを考えますから、私は実情を非常に理解のないあなたにいくら言つたつてしようがないから私は言ひませぬけれども、後日必ず問題となると思ひますから、私は強くこれを申しておきます。今の都市警察、これを強行した後に於ける影響といふものを尋ねたいします。

○小坂国務大臣 答えたいします。が、こういうことを申しますと——決して妙な意味で言うのではないのでございまして、日本が後進国であるかどうかといふことについては私は疑問を持つております。日本はやはり日本独自の考へを持つて進んでよいと思つておられますが、かりに米、英、独、仏等の例をあけてみますと、大陸系では大都市におきまして、たとえばロンドンのスコットランドヤード警察であるとか、あるいはそのロンドンの中におきまして、ロンドン市警察部、シティ・オブ・ロンドンというやうな警察がございまして、これは大抵同でやつておる。西ドイツも、フランスもそのようにやつております。アメリカにおきましては、やはりその国柄といひますか、フロンティアというところで移民がだん／＼出て行つたというやうな困窮から、米法上の一つの型があるものであります。アメリカにおきましては自治警察がある、こういうやうな状況と考へております。

○中井(徳)委員 今のお尋ねは、小坂さんあなた誤解してゐると思ひます。が、それはたとえばロンドンとか、パリとか、あるいはフランクフルトとかいうやうな都市に警察がある、その警察が國警であるか自警であるかといふことを聞いておるわけではないのであります。その都市で単独の単位として警察を持つておる。それから世界各國とも持つておる。どうして日本だけがそういうことをやらぬか、こういうこととであります。

○斎藤(昇)政府委員 大臣もおつしやいましたように、大陸系、フランスとか、あるいは戦前のドイツとか、イタリアとか、大陸系は都市独特の警察は持つていないのであります。大抵単位であります。そうしてフランスのごときは戦前の日本の警察とほとんど同じ組織であります。西ドイツはこのたびの第二次戦争後におきましては、日本に似たやうな制度になりましたが、また元に戻つて、かように聞いておるのでございます。

○中井(徳)委員 今の御答弁でありますけれども、國警は國警であるが、やはり人口十万以上とかそういうものには単一の警察、警察署がある、こういうふうになつてゐる。たとえばフランスはどうか。たとえばフランスでは全部國家警察の形態である、しかし人口一百万以下の小さいところではむしろ憲兵がやつておるやうな状況であります。やはり都市単位の警察がある。それは全部県であるという意味ではありませぬので、非常にその事情に即してそういうものがたくさんわかれておるというふうになつてゐる。は了解しておるのですが、その辺もう一度……。

○斎藤(昇)政府委員 フランスにおきましては、先ほど私が申しましたやうに、ほとんど戦前の日本の警察と同じであります。ただフランスには田舎の方におきましますと、むしろ憲兵の補佐官たよなものがさらに設けられておるのでございます。

○中井(徳)委員 どうも今の答弁ではすつきりしないと思つてあります。が、明日ひとつこれをお知らせいた

きたい、特に英米のことは大体わかつております。フランス、ドイツのことについて最近の情勢をお聞かせいただきたい。しかもその場合にも県単位のものでありまして、みな県の知事とか、あるいは独立の市でありましたら市会の承認を得て署長というものが任命されております。内務大臣その他は認可をするわけでありまして、そういう形になつてゐるにわれ／＼は聞いております。その点もう少し御調査をなすつて、明日の初めにでもひとつ一括して御答弁いただきたい。かように思うのでございます。どうぞよろしく。

○横路委員 今の中井さんの質問に關しましては、ほんとうは先ほどの理事会等の結論がありますから、明後日ひとつ警務局長官から諸外国の都市警察の事情について御報告願つて、それについて各委員から質疑があればあらためてやる、これは新しい事態ですから、ぜひ委員長からそういうふうにおとりはかり願ひたいと思ひます。明日は予定された時間の四時間ずつの割当てがあるのでありますから、この点はひとつ中井さんの御了解をいただきます。

○大石委員 ちよつと議事進行……。齋藤さん、ドイツ、フランスはたいいてい常識論で知つておりますから、デンマーク、スイス、それからスウェーデン、ノルウェー、フィンランド、あの辺は多数のものを知りませんから、まことに御多忙中相済みせんけれども、そういう小さい国をちよつと調べてもらいたいの。それから、南米のアルゼンチン、ブラジル、そういう方面は国家警察であるか、どうであるか、どういふふうになつておるか、こういう都市の警察は

どういふところに置かれておるか。私はドイツ、フランスは知つておりますから、そういうところを至急に、デンマークの大使館か公使館か領事館にでも聞いて、ちよつと調べてくださいな、お願いします。

○横路委員 それではただいま中井委員から御指摘の点はぜひ委員長の方から先ほどきまりましたように逐条審議につきましては、四時間ずつの持時間としまつたのですから、きよう、あすの審議時間でもありませんから、ぜひ明後日ひとつ明確にさせていただきます。

そこで齋藤警務局長官にお尋ねいたしますが、自治体警察の廃止の理由です。これは非能率的で不経済である、この点はわれ／＼非常に反対ですが、この点はきよう特にあなたと論議をしようとも思ひませんが、国の治安に対する責任が不明確であるから明確にするのだ、こういうのが今度の警察法の改正であり、ただいまの第四章に非常に影響があるわけです。

そこでこの警察法によつて、国の治安に対する責任を明確にするということとは、結論としてはどういうことになるのですか。警察庁長官がうまくなければ内閣総理大臣が首を切るといふのですか、それとも都道府県の警察本部長がうまくなければ、警察庁長官が首を切るといふのですか、その点がいわゆる政府の治安に対する責任を明確にしたという点なんですか、その点は一体端的にどうすることが、国の治安に対するいわゆる政府の責任を明確にしたといふのか、その点をひとつはつきりと言葉を明確にして答弁をいただきます。

○齋藤(昇)政府委員 政府の治安に対する責任という面からだけ考えますと、人事権も指揮監督権も、すべて政府が持つて明確になるわけでありまして、しかし、さういふに相なりまると、警察を政治の道具に使うといううなおそれもあるにしもあらずということに相なりますから、そこで警察事務の管理、指揮監督というものは、公安委員会が監督をし、警察長官、府県警察本部長の人事管理という面だけは、政府が、しかも単独ではなくて国家公安委員会の意見を十分聞いた上でやる。これでは十分明確ではありませんが、しかし一方の警察の運営の中正を期するといふ点も警察制度としては考えなければならぬので、警察の政治からの中立性を確保する、そして民主的な運営を保障するといふ点と折衷をいたしたのでございます。

○横路委員 私もあなたの御意見の通り、国が治安に対する責任を明確にすることは、うまくないことがあれば警察長官を首にし、それから都道府県の警察本部長を首にすることだと思ふ。そのこと以外には端的に言つて、国の治安に対する責任を明確にすることはないので。そこで私はこの点は国警長官にお尋ねしますが、いわゆる都道府県の警察隊長、あるいは管区本部の本部長が、治安上うまくない場合は政府はこれの首を切らなければならぬ。しかし、それは国家公安委員会のもとにあるから、政府は、この管区本部の本部長を首切つてやろう、この県警察の方面隊長を首切つてやろう、あるいはもつと極端に言えば、齋藤警務局長官を首切つてやろうと思つたが、どうも首を切れなかつた、こういう事実があつたかどうか。今までに、政府が

議事その他で追究されて、治安上よくないから首を切らうとしたが、いわゆる国家公安委員会のもとに任免権等があつたために、首を切れなかつたという実情があつたかどうか、私は具体的ににお尋ねしたい。

○齋藤(昇)政府委員 人事権を持つといふことは、必ずしも首を切るためにのみ持つといふ趣旨ではございませう。人事の適正な管理をいたすこととてございまして、何も首を切らうとして切れなかつたから、それで今度は切るようにするのだといふ趣旨ではありません。

○横路委員 それでは国警長官にお尋ねしますが、今までも国の治安上に対して管区本部の本部長や方面隊長の責任を追及しようと思つたが、別に治安上責任をとにかく問うことはなかつたのだ、そういうのであるならば、なぜ一体断絶でこゝろ機構を新たにするので。これは私もこの前ここで聞いておつたのですが、小坂さんは今までも国の治安上について、政府がみずから責任を負わなければならないようなことは何らありませんでしたと、ちやんとこの委員会が言つてゐる。そういうのがあり、しかもあなたの今の御答弁で、あなたは国警長官として長い間実際に実務を担当されて、管区本部の本部長やあるいは警察の方面隊長等について、治安上について、おそれある必要はなかつたろうと思ふ。今まで治安がそういうのであつたにかかわらず、なぜ一体こゝろ急激な制度の改革をして、第四章において都市警察、町村警察を全面的に廃止するということをおや

りになつたのか。先ほど大矢さんからお話があつたように、いわゆる警察については、日本共産党の弾圧のためにやるのだというのなら、また別ですが、少くとも警察については、それ／＼住民の福祉増進というふうな点についても問題があると思ふのです。だからこの点については私も納得できないのです。こういうことにしたから、政府が治安上の責任を明確にできると言つて、都市警察を廃止し、残置してゐる町村警察を廃止したが、担当大臣である小坂さんに言わせれば、いまだ政府が治安上の責任を負わなければならないやうなことはなかつたといふ。あなた自身が今までの経験を通して方面隊長や管区本部長の首を切るやうなことはなかつたと言ふのに、どうしてこゝろことをおやりになるのですか。

○齋藤(昇)政府委員 管区本部長や都道府県の警察隊長の任免権は現在では私が持つております。極端に言えば、私の一存で首が切れるわけでありまして、しかし何も首を切つたか切らなかつたかといふのが問題じゃなくて、警察の首脳幹部として適当にやつて行くかどうかといふことのふだんの監督、これに對するふだんの注意といふものが非常に大きな影響を持つのであります。今日は自治体警察につきましまして、そういう事件は一切ございせん。従ひまして、少くとも人事の管理の面からその警察の幹部の適当、不適当について十分指導、注意を加えるといふことは治安の全きを期するゆゑである。また間接に国がそゝういつた面において、国民にかわつてその責任を負うて、警察行政に關与するといふ一助

があつたかどうか。今までに、政府が議事その他で追究されて、治安上よくないから首を切らうとしたが、いわゆる国家公安委員会のもとに任免権等があつたために、首を切れなかつたという実情があつたかどうか、私は具体的ににお尋ねしたい。

○横路委員 それでは国警長官にお尋ねしますが、今までも国の治安上に対して管区本部の本部長や方面隊長の責任を追及しようと思つたが、別に治安上責任をとにかく問うことはなかつたのだ、そういうのであるならば、なぜ一体断絶でこゝろ機構を新たにするので。これは私もこの前ここで聞いておつたのですが、小坂さんは今までも国の治安上について、政府がみずから責任を負わなければならないようなことは何らありませんでしたと、ちやんとこの委員会が言つてゐる。そういうのがあり、しかもあなたの今の御答弁で、あなたは国警長官として長い間実際に実務を担当されて、管区本部の本部長やあるいは警察の方面隊長等について、治安上について、おそれある必要はなかつたろうと思ふ。今まで治安がそういうのであつたにかかわらず、なぜ一体こゝろ急激な制度の改革をして、第四章において都市警察、町村警察を全面的に廃止するということをおや

りになつたのか。先ほど大矢さんからお話があつたように、いわゆる警察については、日本共産党の弾圧のためにやるのだというのなら、また別ですが、少くとも警察については、それ／＼住民の福祉増進というふうな点についても問題があると思ふのです。だからこの点については私も納得できないのです。こういうことにしたから、政府が治安上の責任を明確にできると言つて、都市警察を廃止し、残置してゐる町村警察を廃止したが、担当大臣である小坂さんに言わせれば、いまだ政府が治安上の責任を負わなければならないやうなことはなかつたといふ。あなた自身が今までの経験を通して方面隊長や管区本部長の首を切るやうなことはなかつたと言ふのに、どうしてこゝろことをおやりになるのですか。

○齋藤(昇)政府委員 管区本部長や都道府県の警察隊長の任免権は現在では私が持つております。極端に言えば、私の一存で首が切れるわけでありまして、しかし何も首を切つたか切らなかつたかといふのが問題じゃなくて、警察の首脳幹部として適当にやつて行くかどうかといふことのふだんの監督、これに對するふだんの注意といふものが非常に大きな影響を持つのであります。今日は自治体警察につきましまして、そういう事件は一切ございせん。従ひまして、少くとも人事の管理の面からその警察の幹部の適当、不適当について十分指導、注意を加えるといふことは治安の全きを期するゆゑである。また間接に国がそゝういつた面において、国民にかわつてその責任を負うて、警察行政に關与するといふ一助

になる、かように政府は考えておるの
であります。政府が今まで治安に対
して責任を負ったか負えなかつたか、そ
ういう大きな事件があつたかあつた
かという点は問題ではないのでござい
ます。

○横路委員 そうすると、今の斎藤さ
んのお話では、この警察法の改正につ
いては、今まで政府としては治安上
について責任を負えるような大きな事件
があつたかどうかという事は問題で
はないのだ、こういう御答弁である。
私どもの聞いておるところでは、国
の治安に対する政府の責任が不明確であ
るからやるのだということであつた。
そこでそういう事件があつたかと言
う、そういうものはなかつた、そうい
うものがあつたかどうかという事は
問題でないと言ふ。それでは一体この
警察法の改正というのはいくつこの
ことになるか。私は今閣議長官として
あなたにお尋ねしたいのであるが、今
話のように管区本部部長なり、都道府
県の警察方面隊長についての一切の任
権をあなたは持つていらつしやる。あ
なたは閣議長官として、何か治安上う
まくな人があつて、そういう人を首切
つたことがございしたか。ありまし
たならば何々県の方面隊長のだれを切
つたか、管区本部部長のだれを切つた
か、その事件はどういう事件であつた
か、そういうことを明確にしてもらいた
い。

○斎藤(昇)政府委員 私は事件が起つ
て、その事件の処理がまずいからとい
うて首を切つたかどうか、これはあつ
たともないともちよつと申し上げかね
ますが、ふだんの責任というものは、
何か事が起つてその処理の仕方がまず

かつた、それで首を切つたら責任が果
せるのだ、こういうものではないと思
うのであります。ふだんからさような
事件の起らないように、また起つた場
合にもうましく処理のできるように、日
常からそういう人事管理面について
周到な注意を加へ、教養を施すとい
うところに初めて国民に対する責任を全
うするといふことができるわけなん
であります。従ひまして、たゞ、私が一
人も首を切らなかつたからといつて、
責任を全うしてゐなかつた、かように
は思わないのであります。私が長官に
なりましてから地方の幹部でやめた者
もございます。しかし私がどういたす責
任を負つて首を切つたかどうかとい
うことは私は本人のために申し上げ
することは差控へたいと思ひます。

○横路委員 閣議長官の話の一部には
私も賛意を表することがあります。しか
し私はその人の責任というものは、人
を罷免するといふことがその責任の最
たるものだと思う。そうでなければ、
この警察法の精神の、国の治安に対
する責任を明確にするといふことは、い
わゆる議會で問題になつた閣議長官を首
切つた、あるいは警察長官を首切つた、
それでも足りなくて、内閣総理大臣お
前責任を負へと言つて、内閣がやめて
しまふといふのが最終的な責任であ
る。このことなくては国の治安に対
する責任の明確化といふことはない。
今斎藤さんから、何かの問題が起きた
ので、一つ／＼やめさせたからといつ
てそれで責任を明確にしたといふこと
にはならないといふが、これはおかし
い。一般の行政官として司法事務に携
わる者は、どんな人でもやはり最終的

にはその人の責任をとる、罷免するとい
ふことが最後の責任の明確化なんで
す。内閣にしてみれば最後は内閣がみ
ずから辞職するといふそのことが、私
は政府みずからの責任を明確化するこ
とであると思ふのに、今の斎藤さんの
お話ではどうもその点が明確でない。そ
れともう一つは、今斎藤さんのお話を
聞いてみると、あなたは閣議長官とし
て長い間人事権をお持ちになり、現在
でも持つていらつしやるのだが、その
ことはあなた自身としても、われ／＼
に報告ができません。しかし私は
あなたのお話を、そういうような事件
でやめさせた例はないのだというよう
にお聞きして、それで了解したいと思
ふ。何か事件について責任をとらせる
といふようなことがなかつたから、こ
こで話をすべきものではないといえ
ば、私はそれで了解する。そうすれば
この長い間、いわゆる警察法が施行せ
られてあなたが閣議長官としておやり
になつてゐる間に、そういうような治
安上の責任に關して最終的な責任を負
うべき管区本部部長なり、各県の方面警
察隊長なりを罷免するやうなことが
なかつたといふことは、言いかえな
らば、今日の警察制度といふものが、
この第四章にまつたく姿を没してゐる
やうないわゆる都市警察なり、今日残置
してゐる町村の警察といふものを、な
ぜ一体抹殺しなければならぬかとい
う理由にはならないのであります。こ
の点私とあなたと初めから意見が違
うのだが、しかし違ひに納得するやうな説
明を、ひとつしていただきたいと思
ふ。

○斎藤(昇)政府委員 この警察法は、
政府の政治責任を明確にするといふこ
とだけが目的ではないのでございま
し、国警と自治警の二本建の制度、しか
も自治体警察は、狭い地域を管轄し
て責任を持つておるが、しかしこれは
非能率で金もかかるので、これを府県
位にすることに於て府県も上り、経
費も少なくて済み、責任も府県に一本
化されるという点が大きな点でござ
いまして、あわせて警察の仕事も国の行政
の一つでございしますから、今日よう
にまつたく公安委員会で切り離され
ておるという状況よりは、政府の正しい
政治の意図といふものが、警察の實際
の管理の状況といふものが、密接に連
絡がとれるやうな制度にすることが、
内閣責任制から考えましても適當であ
るというのでございまして、政府の責
任を明確にするといふことだけが目的
ではございません。先ほど申しました
やうな意味から、いろ／＼な方面から
民主的な管理、警察が政治的に中性を
保つといふ点等をあわせまして、その
政府の政治的責任を明確にするとい
ふのも、しかし明確にはなつておりま
す。このことを申し上げたのでありま
す。

○横路委員 国の治安に対する政府の
責任を明確にすることが主たる目的だ
と思ひましたら、今のお話で、いやそ
うではないのだ、非能率的で不経済で
あるから、自治警と国警とを一本にし
たのだといふことであります。非能率
的であるといふことになると、先ほど
大矢委員から言われたやうに、實際住
民の福祉増進に關するやういふことは
どうなるのか。そういう点に關して
は、これは逆に今日あなたたちのお考

えになつておる都道府県警察というこ
とになれば、都市、府県警察の間に非
常に非能率的な現状が出て来るとい
ふことを今大矢委員から指摘されて、あ
なた自身の答弁も案でなかつたやうに
思ふ。不経済であるかどうかという点
については、私はあとでさらにお聞き
したいと思ひます。

次に先ほど大矢委員の質問に對して
閣議長官は、都道府県の治安の最終
的な責任者は都道府県知事だといふや
うに答えておる。それでは都道府県知
事は、治安について同様に最終的な責任
を負えるかといふと、第四十一条の第
二項に「都道府県知事は、委員が心身
の故障のため職務の執行ができな
い認め場合又は委員に職務上の義務違
反その他委員たるに適しない非行があ
ると認める場合においては、当該都道府
県の議會の同意を得て、これを罷免す
ることができ」とあります。都道府
県に關するところの治安の最終的な責
任者は知事だと御答弁しておる。私は
今ここで聞いておつた。現行警察法に
おいても、国における治安の最終的責
任者は内閣総理大臣だ。内閣総理大臣
は現行警察法でやれる。やれるならば
今の四十一条二項の都道府県知事が都
道府県の議會の同意を得て罷免するこ
とができるやうに、國家公安委員会にお
いても、國會の同意を得てやることが
できる。それであるにかかわらず、片
一方は内閣総理大臣が警察庁長官を任
命する。片一方は都道府県知事が都道
府県の警察本部部長を任命することがで
きない。これはどういふことですか。
その点は、先ほど大矢委員の質問に關
連して私はお聞きしたいと思つたが、
いずれ私の番が来ると思つて聞かなか

地方吏員のうちで、ある特定の仕事を
するものの集合名詞として、官という
名前のついたものをまだ存じません。
あるいはないのかもわかりません。今
日におきましては警察吏員、警察官、
これが警察の職務執行に従事するもの
という意味におきましては、まったく
同様でございまして、たとえば警察官
の職務執行におきましては警察官、吏
員を含む、警察官等というような名前
をつけなければならぬので非常に不
便である。身分が国に所属するか、地
方に所属するかという別はありますが、
その別を離れて同一な性格で、同
様に規律をしなければならぬ点が多々
ありますので、現在のもとにおきまし
ても、これを警察官、警察吏員とわけ
ないで一つのものにしてもらいたいと
いう要求といえますか、声が相当ござ
います。その方が便利であるというので、
これに統一をいたしたのであります。

○横路委員 第五十六条の「地方警務
官の定員は、都道府県警察を通じて、
政令で定め、その都道府県警察ことの
階級別定員は、総理府令で定める。」
こうなつておるのですが、この地方警
務官の定員は、都道府県の条例では定
めないのですね。その点だけはつきり
していただきたい。

○斎藤(昇)政府委員 御所見の通りで
あります。

○横路委員 第三十七条の「都道府県
警察に要する左に掲げる経費で政令で
定めるものは、国庫が支弁する。」こ
の第一号から第八号までの経費につき
ましては、これは一応都道府県知事が
都道府県議会にかけるのですか。そう
でなしに中央において令達でやるとい

うのか、この金の支出は実際に都道府県議会においてはどうなるのですか。国庫が負担すると書かないで国庫が支弁するとなつておりますので、その点について特にお尋ねしたい。

○斎藤(昇)政府委員 都道府県の予算はくりません。

○横路委員 大臣にお尋ねしたい。今特に第五十六条、第三十七条を私がお聞きしたのは、地方警務官については都道府県の条例では定員を定めないので、政令で定めるのだ、その階級別定員については総理府令で定めるのだ、それから第三十七条の第一号から第八号までの点については、国庫が支弁をして、これは都道府県議会の同意を経ないのだという点になれば、これが一体都道府県の自治体警察だと言えるでしょう。定員については議会の同意を得ないのだ、いわゆる第三十七条の第一号から第八号までの点については、これも都道府県議会の同意を得ないのだ、そういうことで何で一体これが都道府県の警察だと言えるのですか。やはり国家的な警察じゃないでしょうか、どうなんですか。

○小坂国務大臣 警察事務というものは行政事務ではございますけれども、やはり国の治安に関係がありまして、その度合いからいまして、各府県の認識を越えて、国が必要と認識するものもあるわけでございます。従つてその分の費用は国がめんどうを見よう、こういう考え方で、府県のごやつかいにならずに国がめんどうを見よう、こういうことを規定しているわけでございます。ただこの点だけが全部でございます、これはなるほど御所見の通りになると思うのでございます。

けれども、一例といたしまして人員について申し上げますと、十三万人の警察官のうちで、国家公務員というものは府県の本部長を入れて二百五十名程度であります。全体のうちの非常にわずかな部分でございますので、私どもといたしましては、国の管理ではない、今申し上げたように国が地方の認識を越えての必要とする部分についてめんどうを見ている、こういう考え方でやる、これは警察事務の特殊性から来ている、こう考えております。

○横路委員 先ほどの私に対する大臣や長官の答弁は、いわゆる都道府県の治安に関する最終的な責任は知事にある、こういうお話である。私はそういうことをお話ししなければこれを聞かないのです。最終的な責任は知事にあるのだ。そうすると今大臣から二百五十名程度だということけれども、この大事ないわゆる都道府県の警察本部、北海道で言うならば方面隊長というのですか、それから警視正等の定員等については、都道府県の知事と関与できない。都道府県の議会は関与できない。その係給その他についても関与できない。そのほか、たゞいま第三十七条の第一号から第八号までの中におきまして、第七、警備及び警備に要する経費、第八、国の公安に係る犯罪その他特殊の犯罪の捜査に要する経費、たとえば北海道等において何か特殊の犯罪の捜査に要する経費がある。そうすると当然道議会から知事に對して、どうして組まないのだ。北海道の公安委員会をひっぱり出して、どうしてやらないのだ。いやこれは私の責任ではないのです、何せ政府が予算をくれないのですから私もこれにタツ

チできません。といつて、片一方では特殊の犯罪についてどうしても捜査しなければならぬ。北海道住民の意思は、道議会が盛んにその要求があるのである。北海道の公安委員会は、やりたと思つても、その点については何もできない。そういうことで何でこういう第三十七条や第五十六条をきめておいて——治安についての最終的な責任は知事なんですか。従つて、この都道府県の警察は自治体警察なんだというところがどうして言えるのですか。この点についてひとつ納得できるように説明していただきたいと思います。

○斎藤(昇)政府委員 都道府県においては知事でございますと申し上げたのは、知事が全責任を持つて国が全然責任を持つておらぬというわけではございません。国の責任、知事の責任、両方初めて府県の警察の運営というものが成るわけでございます。この法令に規定をしては、知事の責任でございますという趣旨で申し上げたのであります。

○横路委員 私が国警長官に——私は声が大きいのですから、あまりそうむきにならないでください。私は別に怒つたり何かしているのではない、生れついた声ですから……。私があなたにお聞きしているのは、八の国の公安に係る犯罪その他特殊の犯罪の捜査に要する経費、七の警備及び警備に要する経費、これが実際にその住民の意思だ。北海道であれば北海道議会というものは住民の意思が反映してある。やはり北海道知事にしても、北海道の治安に對しては全力をあげてやりたいと思う。そうしなければ道議会に予算を組

んで出さないのか、知事どうした、公安委員会どうした。公安委員は、実は第一号から第八号までの点につきましては、どうもはや中央で決めますこと、何ともしようがないのだ、こういうことになつて、それで一体どうして、あなたたちがおつしやる都道府県の警察が自治体警察と言へるのかと言ふのです。都道府県の警察が自治体警察であると言ふ以上は、この点は「都道府県の支弁に係る都道府県警察に要する経費」については、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、国がその一部を補助する。これにより、都道府県議会にこの予算をかけた——この第三十七条の第二項、第三項は「国がその一部を補助する」となつてくるのですから、補助金は当然かけて来るわけなんです。その点は大矢さんから指摘されてはいるように、失礼ですが、斎藤さんや小坂さんは、地方自治体の実際の運営というものはあまりよく御承知でないのかと思う。私は当然これは国庫が負担するところやつて、そして第三項の「国がその一部を補助する」とあわせて、これは国庫の負担金です、これは国庫の補助金です。これは平衡交付金ですと、こういうふうには予算を組んで来なければ、住民の意思が反映しないですよ。都道府県の警察は、国家警察が予算だけをしっかりと握つておいて、知事と公安委員会が来つきばつたように頭を下げて来なければやらないというところは、私はどうもうまくないと思う。これは一体なぜ国が負担するというようにして、都道府県の議会にこの予算をかけるようになさらないのですか、その理由を承りたい。

○斎藤(昇)政府委員 第三十七条の第一項の費用は、これは国から考えまして非常に重要な事項を行う費用でございますから、従つて都道府県の考え方、国が必要と思つても都道府県としてはそういうものは予算に組まないというところでは困りますので、府県が予算に組まないという場合に、国が必要と思ふ場合にはこの費用をやつてくれという、費用を国が負担するわけでありまして、国庫が支弁をいたす建前になつております。国で定める国庫の支弁の金では足りない、府県としてはもつとこの点に力を注いでやりたいという場合に、予算に組まれて、そういうその仕事を完全にされるというところは何ら妨げはおらぬのでございませう。府県とされましては、国からたとへば十億来る、これではしかし第一項の仕事をするのにも、自分の県としては不満足であるという場合には、さらに別に府費でお組みになることは何ら妨げはならぬのでございませう。従つて府県の意思にかかわらず、やりたいことをやらせないというわけではございません。逆に府県がおれのところはやらぬのだ、おれのところは警備、警備は全然やらぬのだ、こういうことで予算が組まれないというところでは困りますから、国が見た必要限度、第一項に掲げておりますものは、府県のごやつかいにならなくとも、費用だけは支出できるといふ道を開いておるのでございます。

○横路委員 その点が、先ほどの委員からも御指摘があつたように、地方自治体の実情を御存じないのではないかと。私は今あなたの説明であるならば、こういう第一号から第八号、

特に今あなたは警衛及び警備に要する経費についてはこれを都道府県などが組まない困るから、これは国が支弁してやるのだ、これが十億、実際には八億であつたが都道府県が足りなければ、あと二億は別にやつたらい、こ

ういうが、この第一項に關する予算が国から道府県に八億来た、ところが實際にその都道府県の治安の實際から言つて、これを増したらどうですかといふことは起きて来るのであつて、そのものはてんで目隠しにしておいて――

都道府県の議会にかかつていないので、すから目隠しにしておいて、そうして何だか片一方には八億来たらしい、しかし足りないからもう一億組んだらどうかといふうなことは、これは實際に都道府県議会の實際を少し知つておれば私はそういうことを言えたものではないと思う。当然第三十七条は国が負担をするといふことにして、全部これは洗いざらいに都道府県の議会にかけるべきである。そういうことをやつてこそ始めてあなたのおつしやるように

に都道府県の警察は自治体警察として住民の協力が必要だといふことが生れて来るのですよ。そうじゃないでしようか。この点大臣どうですか。實際に住民が協力するといふ場合には片一方八億だけ隠しておいて、何でも足りないからもう一億負担せよといふことを、それをそのまま国で負担金を出して来て、負担をするといふことでは大分違つてはいないですか。どうも何だか少し失礼な言い方ですけれども、民主政治といふものはどうか少しおかしくなつてゐるのではないかと思ふ。地方議会の實際から見れば、私は當然これは国が負担をするといふこと

にしてやるべきだと思ふ。やはりせつかくの法律ですから、法の不備については明確にしておかなければならぬ。これは不備ですよ。ひとつ御答弁を願ひたい。

○小坂國務大臣 国の必要とする経費といふものが隠されてゐるということでごさいます、實際問題といたしましてはそういうことではないと思ひます。府県の公安委員会といふものはまず第一にこれは知るわけでありまして、府県の公安委員会は知事の任命によつて出て來てゐることでありますから、そういうものはもちろんないし、国がそういう費用を出すということも知つております、府県の要求といふものは常に國の方へ来るわけでありまして、そこで御疑念の根本は先ほどから申し上げましたが、そういう経費が大部分であるかどうかといふ問題であると思ひますが、全体で五百億の中での三十七条に掲げておられます各号に要する経費といふものは四十八億程度で、非常にわずかなものであります。そういうものが全体として隠されてゐることがあれば、これは民主政治上重大問題であります。そういうことはあり得ないことでありますし、私どもはそれによつて府県警察といふものの自治体警察であるといふ性格をかえらうといふことではない、かように考へております。

○横路委員 大臣にお尋ねしますが、これは公安委員会が知つてゐるからいいだらうといふのですが、あなたたちの方で希望してゐるやうに都道府県警察が自治体警察である。國家的な性格を帯びながら自治体警察といふ点から

行けば、地方住民の協力が必要なので、地方住民の協力が必要なために、この國の予算は都道府県議会にかかつて、そしてその上で公に討論され、討議される。足りなければそれに補充されて、その使ひ方が當然都道府県議会の監査委員会の手によつて監査されなければならぬ。私は悪く解釈すると、こういう点は都道府県議会のいわゆる干渉は入れたくないのだ、都道府県議会の監査委員会などの手によつて、こういう費用等については洗いざらい出されることはいやなんだといふことになる、何だかこれは秘密警察だといふやうな感じを受けるのです。もつと地方住民の協力を必要とするためには、この都道府県議会にかけて何が悪いのです。都道府県議会の監査委員会によつて監査されて何が悪いのです。そういう地方住民の協力があつてこそ初めて四十八億の予算があるいは七十億になるかもしれない。これはちよつとおかしくはないのですか。もう一ぺん御答弁を願ひたい。

○小坂國務大臣 私は國の使ひます金も、府県の使ひます金も、これは國民の目をおつて使われることではない性質のものであると考へております。またあつてはいけぬ、あれば弾劾せらるべき性質のものであると考へております。ただいまのお話で國から参りますものを都道府県の議会において監査がされない、一般の討論に付せられないといふことをあげておりましたが、これは同時に國の予算をつくり出す場合に十分公に討議せられるべき性質のものでありますし、また國の會計検査院等の監査機關において十分検査されるべき性質のものである。それはだ

れがやるかといひますと、國の議会におきましては地方民の意思を代表して出ているお互い代議士、あるいは参議院議員がやるわけでありまして、そういう点から見れば、決してこれが府県の意思といふものと隔絶せられて暗々裡に承認され、暗々裡に支出されるということとは、實際問題として考へられないことであると思へております。いゝわんや先ほど申し上げましたように、五百億の頭で四百二、三十億のものが府県議会の議を経るわけですから、そういう点からいひますれば、決して御心配の点はない、かように考へております。

○横路委員 義務教育費の半額國庫負担、あれは國庫負担だが、そのままだ都道府県に行くのです。都道府県に行きましてちやんと議會にかかるといふので、だからどうしてこれを國庫負担金として明確に出さないのですか。私はこういうところにあなたたちがやはり何とでも何かしら中央でこゝういふ予算を握つて、そして公の前にやれることを好まないといふやうな風を生んで來る風習がだんだん出て來るのではないかと思ふ。やはりそういう意味ではこの点は國庫負担金としてやらなければならぬ。これは總務部長の方が専門家なんですからお尋ねするのですが、あなたは大蔵省と長官を補佐する責任者なつたから、これはやはり第三十七条については國庫負担金として都道府県の議會を通すようにしなければ、將來必ず警察本部長並びに一連の警視以上の者、その他の者については、秘密警察のにおいがするといふ非難を受けますよ。だからこれは絶対に國庫負担金として出さなければならぬ。そのように

修正なさつた方がいゝと思ひますが、御意見はどうですか。

○柴田(通)政府委員 第一項の國庫支弁に關する経費は、先ほど長官からお答へがございまして、各府県がまづ／＼に支弁されてはどうかといふ費用を限定しまして、最小限度のものを給つたわけでごさいます、この経費の中には實際は中央におきまして一括調弁しなければならぬものがある、警備用品、警備用品の類は實際各府県の予算でまづ／＼に購入するといふことでなく、なるほど府県警察に要する経費ではありますけれども、一括的に國費で調弁して、そして府県に割当てた経費でもつてまかなうといふ部分が實際問題として非常に多いのごさいます。しかしお説のように、なるべく府県の議會を通すべきものであるといふ事柄自体については私も同感でごさいます。そこで第三項によりまして一般犯罪の経費とか、防犯に要する経費、交通取締り、庁舎その他の施設とか、そういうものはお説のやうに補助金といふことにいたしまして、できるだけ府県議會を通すことにいたしております。数字におきましては四十八億はお説の通り府県議會を通して四百三十億といふものはとにかく府県議會を通してゐるわけでありまして、四百三十億に比較いたしますと、一割でごさいます。その一割の中の大部分のものは中央において一括調弁しなければならぬやうな経費が多いわけでありまして、なるべく府県議會を

通じまして自治体警察の体を正すべきだというお説には決して反対するといふわけではありませんが、この程度は警察の活動をくまなく各府県が円滑に均衡を保つてやらしめる意味から必要なものと思ひまして、かようにいたしました次第でございます。

○中井(徳)委員 関連して。実は一週間ほど前から第三十七条でいろいろ議論があるのですが、私どもは最初から第三十七条の国庫支辨はもろもろ都道府県の予算書にも計上されるものだという了解のもとに当然のこととして話を進めておつたのですが、今の回答でそうじゃないということになりますと、これはたいへんなことになりま

す。たとえば工事の請負その他いろいろな問題が起りますが、全部国が直接これをやるのであります。どうなるのですか、これはたいへんなことですよ。

○柴田(達)政府委員 お答えというわけではあります。今工事の調弁というお話がございましたが、庁舎その他の施設に關しましては、補助金の対象で府県議會を通ることになっております。先ほどもお話ししましたように、通信、鑑識施設等につきましては、器材購入の關係で實際上中央において一括調弁せざるを得ないものがございますので、それに関連しては国が責任を負うということになるのでござ

います。今のお話のように、いろいろの府県の庁舎その他の施設の工事關係の経費は補助金の対象になるようにいたしております。

○中井(徳)委員 今私は一例を申しただけでありますが、これは現物支給ということになるれば、あなたの御意見もわかりますが、現金の場合もずいぶん

たくさんあるだろうと思ひます。そういう場合には県の金庫を通らないで直接行くのですか、これはたいへんなことですよ、どうなんですか。

○柴田(達)政府委員 府県が国費そのものを扱う例は多々あるのでございまして、今の場合は御議論とは別でありまして、県の警察本部長その他が

しましては、県の警察本部長その他が国費についての支出官ということになりまして、會計法上の責任を負うわけでございます。

○中井(徳)委員 お尋ねしておるのは、自治体である県の金庫に入るかどうか、こういうことです。

○柴田(達)政府委員 自治体としての府県そのものの金庫に入るわけではなくして、府県におきます国の金庫に入るわけでありま

す。これは四十数億というお話でありましたが、毎年々々それだけ出るわけでありまして、非常に大きな問題だと思ひます。実は私も初めから当然府県の予算に組まれるものとして質問しておつたように思ひます。ありまして、この点どうもそういうふう

に非常に簡単にやられると、ますます都道府県警察の自治体警察としての性格がなくなる、人事でもない、金でもないという点に關しては、どうもこの点は私も初めから不可解に思つておつたのですが、国で支弁するところの国費を地方団体にやつて、その支出を委任してやらせる、そこまでは形式上わかるのですが、しかし第八号のごときあるいは第七号のごとき物件を購入するとは必ずしも限つておられない。いろ

んな現金で支払うようなものがあるわけですが、その調定行為を一体どうするか、それをだれがやるか、府県に調定行為とか経費を運用する行為を包括的に委任するの、単にきまつた支払いについて府県の出納事務を行

は、自給に足りないのではないかと。そのおまけに必ずしも国庫支弁ばかりではない、府県費でやる分もあるということになると、同じ対象の問題について国費で払う分もある、県費で払う分もある。これは一緒にごちやませにすることはできませんから、別個に経理しなければならなくなり、非常にめんどくさい運用になる。一号から八号まではやはり仕事としては道府県警察の仕事だと思ひます。そして国の方で統轄することになるだろうと思ひ

ます。そうして金は県の方に預けな

い、自分の方の金庫に入れて、ただ支払いの事務だけをまかせるといふことは、頭の中で考えることはよいかもしれせんけれども、府県なり地方公共団体の経理とかあるいは仕事の運用とか、そういうものを全然黙殺してしまつた、おそらく実行不可能なやり方じやないか、こう思ひますが、その経理をどういうふうにするか。またかりに物品を買つと、その品物は一応国のものになる。それが府県のものにど

うしてなるのか。これは無償で保管を転換するといふようなことになるのか。いろ／＼なことを考えると、ずいぶ

めんどうくさい話になると思ひます。そういう経理を一体どういうふうにかへてこの三十七条をおつくりになつたのか。おそらく警察の仕事の實際の運営そのものに大きな支障が出る。要するに政府の方では金と人を握つておれば

は、警察活動の主要な部分でありま

す。あとの第三項の具費支弁の分は、その他の人件費あるいは被服費という

いうな、警察運営には直接關係のない維持的な経費である。そういう分は府

県に背負わせておいて、あとのかんじ

んかなめの警察活動に必要な施設であるとかあるいは装備等の重要な経費は、ちゃんと国で持つて、府県には金を渡さないで持つておる。そうしてその経理だけやらせる。そんな仕組みをやつたのでは、どだい仕事はできません。これは一体どうなんですか。

○柴田(達)政府委員 府県自体が、國の會計法に基きまして都道府県やその他の吏員をして歳入歳出その他の負担行為を担当させるということはあるわけでございます。しかしこの警察法案の場合におきましては、警察本部長は國家公務員ということになつておりますので、會計法によりまして府県をして取扱はしめるという条項によらなくとも、府県本部長が支出官として國費を管理することが出来るわけでありま

す。國費の管理と府県費の管理両方を府県が取扱う場合におきましても、お話をいたしますれば非常に円滑にうまく行かぬじやないかというお尋ねでござ

いましたけれども、これは國費の部分と府県費の部分と両方はつきり仕訳をいたしまして、それ／＼會計法規の命

ずるところによりまして管理するわけ

でございます。しかも同一の費目について両方の経費があるということならば、あるいはお説のように混亂が生ずることがあるかも知れませんが、それ

れぞれの費用の種類を截然とわけまして、そうしてあらかじめこういうような経費分担の制度をとるのだということとを制度上明らかにして秩序を正してやるのでございまして、一見あるいは不便なような感じがなさるかも知れませんが、實際問題としてはこの両方の経費は円滑に行くものと思ひます。

例に引いたのでございますが、この第三十七条の一項で国庫支弁をきわめておりますのも、その国の利害に關することにつきまして、と申しますより、さらに府県そのものに負担せしめることが不適当であるという見地から支弁をいたしております点において、方針においては首都警察に對します。この制度自体は、一項に掲げますものは国庫の支弁といたしまして、一般的な警察についてだけ補助金ということにいたしておるのであります。

○門司委員 これ非常に重要な問題なんだが、私がさつき考えておつたような考え方で行けばこれでいいんだが、しかし今のような御答弁がされるといふことになると、旧来の連帶支弁法と同じような考え方になる、従つて警察自体が國家の警察であるというふうな考え方に基かなければこういふことはできないはずだ。従来たとえば警部補までは国庫で給料を支拂つておつた、それ以下は都道府県で支払つておつた、この警察は國の警察だと思つて間違ひなかつた、ただ支弁の方法を連帶支弁法の形でやつておる。ところが今日は御存じのように地方自治体は獨立しておるのであつて、自治体が獨立してゐる以上はやはり獨立した自治体の費用といふことになれば、これは當然自治体の費用にならなければ筋が通らぬ。

だからこれはどこまでもいゆる國家警察だ國家警察だという觀念のもとに行けば、あなたの方のような答弁ができる。しかしこれは自治警察だといふことになつて来れば、その答弁ではどうしても通らぬですよ。この点はきのうもかなりやかましく聞いたんだが、全

体は現行の特別区の警察に對する補助金の擴張解釈というふうなことで一応了解がされておつたのですが、今の答弁をだん／＼聞いてみると、またもいつて連帶支弁法と同じやないかといふ議論になつて来るんだが、警察を一体どう考へてゐるのです。自治体といふものをどう考へてゐるのです。今日自治体は獨立してゐるんだから、獨立した自治体の支出するものは一應やはり獨立した自治体というものに、これが入つて来なければならぬ、國の使うものであるならば國が費用としておつたにないか、いゆる國家の予算でおとりになればいいが、地方自治体が支弁するものはやはり自治体が予算に入れて支弁するといふ形をとらなければ獨立した形にならない、その点も少しはつきりしてください。どうなんでしょう。旧来の連帶支弁法を適用してゐるのか、一体どつちなのかはつきりしてください。

○柴田(連)政府委員 以前の連帶支弁金時代に例をとつてのお尋ねの部分を、お答えいたしますが、これは昔の府縣警察の時代におきましては國費の部分でございます。お説のようにそれ以外の府縣費に當る部分について連帶支弁金の制度があつたわけでありまして、この第三十七条におきましても國庫支弁の部分がございます。それ以外の部分につきましては連帶支弁金の制度ではなくて、補助金という予算の範囲内において定額定率の補助制度をとりまして、なるべく負担率を多くするといふことを考へてゐるのではございませうが、とにかく連帶支弁金ではなくて、補助金といふざるを得ない制度をとつてゐるのでございます。國庫支弁

の部分があるという点について、完全な自治警察ではないのじやないかという御指摘につきましては、これは警察事務を府縣に団体委任いたしますけれども、これらも最小限度國家的に關心を持たざるを得ない經費については、どうしても國庫支弁にするのが適當だといふことからきめたのでございまして、四百三十億といふものが府縣費の負担になりそれ以外の四十八億といふものが國庫支弁がある、四十八億でもちよつとでもあればそれは自治体を無視してゐるじやないかといふお尋ねでございます。これはやむを得ないものであります。しかし余体といひまして年間にいたしまして四百三十億といふものが府縣議會をくぐる府縣予算に含まれるといふことは、原則的にやはり自治警察として府縣が費用を負担してゐるのだといふ点においては原則を貫いてゐるというつもりでございます。

○北山委員 これはどういふふうな形容するんだ／＼お伺ひしてみますと若干疑問があるのですが、そうするとこの前、第五條の第二項に列挙した事項について、かりに都道府縣警察といふものを指揮監督する場合でも、縣の公安委員會を経由してやるのだといふ御説明でもあり、しかもその第六号から第十号までの仕事はそれは統轄であるといふようなことであるから、中央の方では統轄をするのであつて、實際の仕事の方はもちろん、予算經理とか、そういうものは府縣の警察の方で公安委員會が管理をしてやる、こういうふうなことは了解しておつたわけでありませう。ところがたまたまのやうな予算の運用をやるということになれば要

するに國家公務員である地方警務官を都道府縣警察の中へ置いておいて、それに國費を渡してそれを使わせるというやうなかつこになつて、第五條の質疑の當時にわれ／＼がいろいろお答をいたした運用のやり方とは非常に違つて来るのじやないか。この第一号から八号までの分については中央が直接に國費として都道府縣の警察本部長その他の國家公務員を通じてこれを運用するのだ、おそらく支出事務はそういう國の出先機關のやうな考え方を持つておる、で、仕事の運用と予算の使用といふもの、經費の支出といふやうなものは、これは表と裏の關係で並行してゐなければならぬ、それが今のような運用をするといふことになれば、この第五條の中にあるいわゆる統轄をする事項といふものは、中央の警察庁長官が都道府縣警察を直接本部長を動かしてやるというやうな運營の仕事をする、従つてこの面でも今までのやうな問題になつて来たこの自治警察的な性格といふものが大きくこで奪われておる。人事についてもさうだ、予算についてもさうだといふやうなことで、これでは都道府縣といふものの中に國家警察が寄生して、居候になつて、その運營は中央でやるというやうな性格にしか見えないのですが、この点は地方の都道府縣の警察本部長その他の國家公務員に、この國費といふものを運用させるつもりなのであるか、その出納はだれにやらせるのか、これをもう一べんはつきりとお伺ひしたい。

○斎藤(連)政府委員 昨日も申し上げましたようにこの費用の要求、この費用の使途、この費用を使つてやる仕事の運營、これはすべて府縣の公安委員會の管理のもとに都道府縣の本部長がやるのであります。これを都道府縣の公安委員會を抜きにして直接國と本部長との間においてやるものではないのでございます。この点には他の府縣費を通す費用の使途と何らかわりはございませぬ。さう御承知を願ひたいと思ひます。

○横路委員 今の第三十七條の第一項につきましては、私は大臣に特にお尋ねしますが、これは私が指摘いたしましたやうに、大體皆さんとしては國庫が支弁するといふので、これは自治警察なのだから當然都道府縣議會にかけるのだらうとお思ひになつてゐた方が多い。しかしこの点はやはり私が先ほどの法文をお話し上げましたやうに、この点は修正なさるべきだ。政府与黨の方でも何でもかんでも政府原案を通すといふことはいふと思ふ。この間の資産再評價の問題についても現に政府が出したものを、まつたく根本から直して、進んで與黨の方が政府原案に反對して、政府案を全面的に修正して、大抵まであわ食つて修正案に投票するなといふことすらあるのだから、もしも私が指摘したやうにこれを都道府縣の議會を通さないうことになれば、當然この点に關しては、何といつても四十八億は總體の一割ではないかといふお話ですが、三万人が整理され

た場合における四百二十三億ですか、そういう場合においては、人件費と被服費が多いのですから、従つて四十八億といふも國の公安にかかる犯罪その他の特殊な犯罪の捜査に關する經費とか、警衛及び警備に要する經費と

いうものは、とすると、これはいろいろの疑惑を生むことになるのです。この点については、私は当然地方議会において協力を得るようになければならぬと思う。その点ですが、大臣はあくまでこれは原案を固執なさるのかどうか、この点大臣から御答弁願いた

○小坂国務大臣 先ほど来累次にわたつてお答えを申し上げておりますように、警察事務の特殊性からいたしまして、第三十七条の各号に掲げてありますものは、国が支弁する方が適当であらうと、こう考えておるのであります。ただ私といたしましては、国会と行政府の關係は、国会において修正をされるということに、政府はとやかく言うべきでないと思ひます。政府といたしましては、この通りに考えておりますが、国会がされることに對しては、私は何も言う權限も持ちませんし、また意思も持ちません。

○横路委員 大臣の方がやはり政治的に答弁をなさる。大臣の氣持はわれわれに大體賛成であるように承りました。

そこで私は總務部長にお尋ねしたいのですが、今の第三十七条の第一項の第六号の警察用車両という点ですが、この点は、実は私はこの間から、防犯協力金費とか、警察協力金費とかいう金の大部分は、これは山間僻地のいわゆる駐在所に行くというところ、歩くというところは、犯罪の捜査ができないから、オートバイを買つてくれ、こういうのです。それでオートバイを住民が買つてやる、そういう金になつておる。もつとひどいところに行きますと、自転車すらない。自転車を買つて

くれという。あの協力金費というものはそういう金なんです。私はあの協力金費というものは、何も生活費に使つておるものとは考えない。現に私も山を歩いて見て、そういうところから訴えられ、行つてみると、いいオートバイを持つてゐる。なか／＼警察はいですね。そうじゃない。こんなものは国が買つてくれない。住民からその金は大部分出る。その金は何の金だと言つたら、協力金費だということです。このことは、今總務部長のお話ですと、この点だけは、国が全面的に見るのだというが、そうではない。ジープを買つてくれ、雪の北海道では、何かまく雪の上を走る特殊なジープがあつて、必ず買つてくれということになる。道議會で、それならばジープを何台、オートバイを何台ということになる。そうすると、これは片一方は、国庫支弁による警察の車両、片一方は、道費支弁による警察の車両、この寄付されたものは、何十台になるかわかりませんが、それであれば、当然これは、やはり道議會を通して全部一括して買えなければ、いわゆる都道府県の議會が協力してやるということでは、これは公にできないのがあるんだ。第七号や第八号、ことに第八号などは公にできない。これだけは金を握つて、どんなことがあつても公にできないから、やらないんだという事になれば、やはりこれは國家警察で、俗に言う秘密警察的なにおいがある。都道府県の警察ではないのですから、國家警察の性格上やれないということになれば、別ですよ。總務部長、どうですか、この車両の点については、あなた

は絶対に都道府県を満足させるようにやるのかどうか、總務部長からこの点お答え願ひたい。

○柴田(連)政府委員 第六号の車両その他につきましては、これは普通の乗用車、自転車、自走車の類は含んでおらないのでございまして、整備車、輸送車、指揮官車、一昨日ですか、これを申し上げましたけれども、そういう警察が出動する場合に使うような、大がかりなようなものを六号に掲げてあるのをごさいます。ただいま寄付に転嫁しないか、またそういう事例が多いじゃないかという御指摘がございましたが、そういう場合に問題になりますところの普通の乗用車、自走車の類は、第三項の補助金の対象の方にいたしてある次第であります。

○横路委員 それではあなたにお尋ねしますが、ジープはどうですか。それからジープと同じような、雪中を走るそういう機動車はどうなりますか。

○柴田(連)政府委員 ジープは六号の中に入つております。

○横路委員 それが問題ですよ。あなたの方で、これは足りないのですから必ず都道府県議會に要求なさるのです。オートバイはどうなりますか。

○柴田(連)政府委員 六号の中に入つております。

○横路委員 この山間僻地で都道府県の住民が協力しているのは、ほとんどこれはオートバイですよ。だからこれはやはり当然一括して都道府県議會を通して、いわゆる帳簿台帳その他に載せなければならぬ。これほど私が指摘いたしてもまだ納得されませんか、どうですか。やはりこれはあなたの方で何としても国庫支弁として握つてお

て、別な會計を通して、どうしても都道府県の協力を得ないようにするのであります。

○柴田(連)政府委員 先ほどお答えいたしましたように、六号のような警察の出動用に使います車両の類、整備品の類は、四十八億の中で半分以上のもので中央において一括調寄せざるを得ないような経費にもなつておりますので、これはやはり国庫支弁にいたしまして、各府県に配給するということが適當であらうと考えております。

○横路委員 それでは都道府県議會に對して、いわゆる公安委員會から足りないとか、それから都道府県の住民に對して、山間僻地の駐在所が、私が指摘したオートバイその他が足りないというゆゑをもつて協力を仰がないといふことが絶対に明言できるのです。

○柴田(連)政府委員 府費でそういうものについては絶対に支出してはならないかという問題につきましては、先ほど長官からお答えがございましたように、それを妨げておるというわけではございません。しかし、もちろんそれは国庫におきまして——第一国庫支弁とは申しまして、各府県の要求に基づきましてこれは大蔵省に要求するわけでありまして、またそれを整理いたします際には、府県側で大きな事件があつた、そのために足りないという御要求があれば、またそれについて追加支出をするというように、府県とは緊密な連絡をとつて参るわけでございますから、予算操作といひましてはできるだけそういう不自由のないように運営して参る考えであります。

○横路委員 私はこの点についてはちよつと了解できませんので、いづれ明後日委員長の留守中に、欧米各國の都市警察の事情について伺ひすることになりましたから、そのときあわせて、會計検査院のだから来てもらつて、こういう点についてお尋ねしたいと思ひます。

大分時間もたちましたから、あと一つだけ聞いておきたいと思ふ。それは第十六条の第二項に、警察庁長官は「都道府県警察を指揮監督する」となつておる。第三十八条の第三項には、「都道府県公安委員會は、都道府県警察を管理する」となつておる。そこで私がお尋ねしたいのは、警察庁長官は都道府県警察を指揮監督する、それから都道府県公安委員會は都道府県警察を管理する、この區別はどうなんですか。前の方がお尋ねしておるかもしれませんが、この点ぜひひとつ長官から答弁していただきたい。

○斎藤(昇)政府委員 都道府県警察、いわゆる都道府県におきます都道府県警察の警察全体を稱して都道府県警察と、この抽象的に呼んでおるのでございます。具體的に申しますと、第十六条の場合に、しからば都道府県警察を指揮監督する場合に公安委員會と警察本部長、この關係をどう考えておるかというお尋ねがありました。公安委員會に對して指揮監督をする。公安委員會はその指揮監督に應じて管理をいたすわけでありまして、公安委員會が都道府県警察本部長をさらに指揮監督して行く、こういうことになります。それで第三十八条では、これも抽象的に書いてあるわけでありまして、都道府県警察というものは公安委員會

が管理をするものだ。これを具体的に
当てはめて参りますと、三十八条で
は、公安委員は警察本部長を指揮監督
する、具体的に言えばそういうことに
相なりす。

○横路委員 それでよくわかりまし
た。そうすると警察庁長官は都道府県
の公安委員会を指揮監督する、その指
揮監督を受けた都道府県公安委員会
は、都道府県の警察本部長を指揮監督
する。そういうことになると、これは
まったく国家警察ですね。これは警察
庁長官が都道府県の公安委員会を指揮
監督する。その都道府県の公安委員会
は警察庁長官から指揮されたその件に
ついて都道府県の警察本部長を監督す
る、こういうことになったらまったく
命令系統が一本ですね。都道府県の公
安委員会は、今までの自治体警察にお
けるいわゆる公安委員会のような性格
を一体どこに持っているのか。私たち
ここにパツジをつけている。斎藤さん
もパツジをつけていますが、これはや
はり一つの職分についてつけているの
です。こういうものとはもつと違つ
て、都道府県の公安委員会というのは
実際は命令系統は一本なのだが、そう
するとどうもあまり国家警察というよ
うにみんから言われると困るから、
そこに何か飾り物としてちよつと公安
委員会を置くというようにしか受取れ
ないのですが、この点は警察庁長官
が、第十六条の二項において、今あな
たから御説明のように都道府県の公安
委員会を指揮監督するというこの建前
になるのです。この面から考へて、あ
なたがお話のどちらが主か従かという
ことを私はききょうの質問で聞いている

のですから、五分と五分と言うならわ
かるが、六分と七分だと言う。あなた
の説明では、今の指揮系統から言え
ばやはり国家警察の性格が六分、七分
で、自治体警察の性格が三分、四分だ
と思う。これがどうしてあなたはこの
前からのそうでないのだ、六分と七分
が自治体警察なのだということになる
のか、その点ひとつ御説明願いたい。

○斎藤(昇)政府委員 第十六条の二項
において「警察庁の所掌事務につい
て、都道府県警察を指揮監督する。」
とありまして、警察庁の所掌事務は都
道府県に関する一切のことではないの
でございす。第五条の二項各号に掲
げてある限度であります。しかも各号
のうちにも指揮監督の伴うものと伴わ
ないもの、単に基準を示したり調整し
たりするようなものは指揮監督に入ら
ないという御説明を申し上げたのであ
ります。従いまして中央から何ら指揮
監督も受けない、完全に独立したそう
いう自治体の警察ではございせん、
第五条の三、四、六号ないし十号
という事項に関する限りにおきまして
はその範囲内で指揮監督は受けます
が、そうでない面においては、都道府
県の公安委員会が自由に自分の責任を
もつて管理をするという建前になつて
おる、かように御説明を申し上げてお
るのであります。若干限られた限度に
おいて指揮監督はされまされども、
しかしこれは自治体警察官の色彩を全
然拭拭してしまふというものではない
と考へております。

○加藤(精)委員 ただいまの横路委員
の長々と続いた御質問について私も非
常に啓発されるところが多かつたので
ございすが、自治警察という問題に

関連いたしまして、どうも地方自治の
本義ということが問題になつて来る、
地方自治の本義というのはいく何であ
るかという最終的な問題に終着したと
私は考へるのでございす。そういう
問題について、私も地方行政を長年担
当してきて、感じたのであります。一
番最終的には地方の人の良識をもつ
て地方の国の行政を動かす。地方の行
政といつても、法律や制度を度外視し
ての地方の行政というものは実際あ
まりよいとはいへないのですから、そうい
う意味で行政を地方住民の手によつて、
ないし地方住民の良識によつて動かす
ということが中心であるといひます
れば、運営管理というものがござい
す。これは都道府県公安委員会の手にある以
上、これは地方自治警察でもあるのじ
やないかというふうな気が非常にする
のでございす。それについて都道府
県公安委員会というものは、その都道
府県知事が都道府県の議会で相談して
きめるのですから、今度の自治警察の
親分はまったく地方的な住民であり、
地方的な良識であるのじやないかとい
うふうにか考へるのですが、御当局の御
意見はどうでございすか。

なお先ほど非常に混乱を招いたこと
に関連すると思ひますが、これは私も
非常に疑問なのでございすが、都道
府県の警察公務員の任命とそれから管
理の關係でございす。都道府県本部
長そのものの任命は警察庁長官の任命
であると思ひますが、その都道府県本
部長の職務の態様というか——これは
スタッフ・コマンドに関するることなん
ですが、職務の態様というか職務の規
律というものは、私は都道府県公安委
員会が運営管理をする必要から見て

も、どうしても都道府県公安委員会の
ある種の指揮監督を受けるのじやない
か、しかるがゆゑにその職務の態様が
悪いときには罷免の請求もあるのじや
ないか、そういうふうにか考へるので
ございすが、御当局はどう考へてな
りますか。それによつて横路委員の御
質問の点も、相当程度氷解するだらう
と思ひますので御質問をいたします。

○斎藤(昇)政府委員 加藤委員の御所
見の通りに大体考へております。府県
あるいは市町村の事務の中で公共事
務、行政事務同様でございすが、
いづれも都道府県あるいは市町村がみ
ずからの機関でみずから処理をする、
しかしこの場合に少くとも行政事務に
つきましては国から必要に応じてある
程度の監督を受けたり、ある程度の国
家性——国家行政事務を施行するにつ
いて条件をつけられることがありまし
ても、それなるとゆゑにこれが地方自
治団体の事務でなくなつてしまふ、か
ように考へられたいと思ひるのでござ
いす。

○横路委員 私は時間がかさいません
からもうこれでやめます。実は第五十
五条第一項、第二項の職員の人事管理
についてお尋ねしたいと思つておつた
のですが、時間も七時になりました
し、この点は附則の経過規定のところ
でさらに伺ひたいと思つておりま
すが、先ほど私が申しましたように実
際提案された政府側で、これが国家警
察、自治体警察という性格においてよ
り自治体警察であるというのであるな
らば、やはり何としてもこの際任免権
の問題、ことに第三十七条の問題はよ
ほどしつかりしてやらなければ、国家
警察は秘密警察であるというそしりを

やがて受けるような事態になると私は
思ふ。従つて私はあくまでも都道府県
住民の協力を得るためにも、これは何
としても国庫の支弁でなしに地方が負
担するということにして、これを都道
府県議会にかけることにする。私はこ
の法案に反対です。反対ですが、政
府みずからにおいても特に将来の運営
のために、この点は大きな誤りである
ということを描して私の質問を終り
ます。

○中井委員長 横路君が今五十五条の
質疑をしたということでありました
が、いかがでしょう、ちよつと皆さん
にお諮りをいたします。今横路君のお
言葉にもありましたが、もうこの法案
も残り少なくなつて参りましたから、こ
の際各章の区別をはずして、一括最後
まで御審議願つたらどうでございすか。
その方が手取り早いと思ひますが、よ
ろしゅうございすか。

○理事會では四章までやつて、五
章以下は一括してやるということ
になつてゐる。と申す者あり」
○中井委員長 そうではありましよう
が、どうせ同じことだから一緒にやら
うになつた方が横路さんも済んでしま
うので楽じゃありませんか。
○横路委員 私は今のお話のように第
七章までをひつくるめてやれというこ
とになると、もつと言ひたい。しかし
今ここで、理事会できまつたように第
四章についてのお話でありました
ので、第四章についてやつたのです。
今のお話のように全部やれということ
になれば、私はあらためて質問を継続
しなければならぬ。この点は第四章
でやつて、また皆さんの御発言のあと
で順番をいたしてやろうと思つてお

ります。

○中井委員長 わかりました。実は横路さんの御質疑に便宜のようにということも考えたのでありますが、そうでもないということでありまして、やむを得ません。ではその通りやりましょう。それでは藤田義光君。

○藤田委員 判当の時間が四時間しかありませんから、ほかの委員諸君もおられますし、明日やられますから、私はきわめて簡単に四章の残りをお伺いしたいと思ひます。

まず第一にお伺いしたいことは、三十六条の問題であります。この点に關しましては、大藏前大臣も、小坂新大臣も大體同様な見解でありまして、都道府県警察は自治体警察である、そういう前提のもとに答弁を續行されております。そうすれば當然現行地方自治法というものは、そのまま適用することが法の建前ではなくはならぬと思うのでありますが、地方自治法は當然今回の改正案におきましても、そのまま適用されるというふうに解釈してよろしうございませうか。

○斎藤(昇)政府委員 さようでございます。

○藤田委員 そこでお伺いしたいのでありますが、今回の改正案は自治警察の建前のもとに起草されたということでありまして、私は自治警察であるかいなかを測定するパロメーターといひましては、第四章が一番重大ではないかと思ひます。第四章で、これは私の見方を披瀝いたしました。それに対する閣警長官が大臣の御意見を聞きたいのでありますが第四章に規定されました各箇条のうち、自治体警察としての性格を持たせられているところ

は大體五つあると思ひます。

第一点が都道府県公安委員会の設置であります。第二点が地方警察職員は地方公務員であるという御説明であります。第二点は経費の府県負担であるという点であります。第四点は都道府県の組織、人事管理等に對する条例制定の基準であらうかと思ひます。であります。最後には都道府県警察は例外的に国家警察事務を運営するという点ではないかと思ひます。これらの条文はそれ／＼はつきりいたしておるのでありますが、大體第四章の中で自治体警察としての性格を持たされた具體的な問題は以上の五點というふうに解釈してよろしうございませうか。

○斎藤(昇)政府委員 大體御意見の通りでございます。ただ第五番目に例外的に国家的な仕事をするとおつしやいましたが、これは例外的に固から干渉を受ける、かように御解釈いただきますれば、御意見の通りでございます。

○藤田委員 三十八条の点であります。都道府県知事の所轄の下に、都道府県公安委員会を置く。という点であります。中央におきましては國家公安委員会が置かれております。これは總理大臣の所轄のもとにあるわけでありまして、ところが御承知の通り、總理大臣という國家機關と、都道府県知事という公選された自治体の機關は、法律上も實質上も全然性格を異にするのであります。その下にあります都道府県公安委員会と國家公安委員会は從いまして法律上も現実に性格は相異なるのではないか、かように考へておりますが、この点に對する御意見を伺ひます。

○斎藤(昇)政府委員 御質問の意味がよくわかりませんが、性格と申しますと、都道府県公安委員会は都道府県警察の一切の事務に對して管理をする。國家公安委員会は第五條に限られた事項に對するのみ管理するというので、内容は異なると思ひます。

ただ所屬するのは總理に所屬する、一方は知事に所屬する、知事の方が民主的な要素が多いということであれば、從つて都道府県の方は民主的な要素が多い、かように見えるかもしれせん。

○藤田委員 私は同じ行政委員会というふうなわけで律するのには、あまりに國家公安委員会と都道府県公安委員会は其所轄の主体が違ふのではないかと、所轄される客体と申しますか、性格としても相當異なつたものを持つてゐるのではないかとこのうに考へておりますが、その点に對するお考えをいま一度お伺ひしたいと、私は、私はどうも行政委員会の本質——これはアメリカの輸入であります、終戦後でございました二十幾つかの行政委員会の本質からいたしまして、この改正案に見る行政委員会としての都道府県公安委員会を、いわゆる行政委員会と見るということには、これは相當無理があるのではないかと、行政執行力は全然ない、單に都道府県公安委員会は最も重大なる人事権の運用に關しまして、警察庁長官の諮問勸告機關である。從つて長官を聞きましては、意見を聞くが勸告を聞くまいが自由であるというふうな認定をいたして参りますと、行政委員会ではない、かように考へるのであります、その点の御見解を伺ひます。

○斎藤(昇)政府委員 これが行政委員会であるかあるいは議決機關であるかということに相なりますと、議決機關的な色彩もありますけれども、行政委員会としての本質を持つてゐるものである、かように考へざるを得ないと思ひます。人事権に對して勸告権がある、この勸告権は聞かれても聞かぬでもしよがなという御所見のようではございませうが、實際問題といたしましては、この勸告権というものは非常に大きな役割をする、かように考へております。

○藤田委員 どうもその点十分ではありませんが、時間をとつとびますので、次に参ります。

四十七條以下の問題であります。が、實際上警察庁關係の法律解釈をやつておられる方の御意見を間接に聞いたのでありますが、今回の改正案に明示されております警察庁というものは、いわゆる都警察の本部としての名稱である、従来の警察庁というものは二十三特別区を中心とした全警察行政を所轄するいわゆる警察庁でありまして、明治時代以來の由緒ある傳統を持つた警察庁であります。ところが今回の法文を見ますと、「都警察の本部として警察庁」云々というふうな四十

七條に規定されておるところによつても明らかなごとく、従来の警察庁というものと本質的に性格が異なるようなものがなされております。その理由と申しますか、その改正の根拠をこの機会にお伺ひいたしておきたいと思ひます。

○柴田(達)政府委員 四十七條をこら

してありますので、警察庁は都警察の本部としての名稱である、これには間違ひないわけでありまして、そのことからして、都警察の広い意味の、全体の名稱としての警察庁という名稱を用いないように今度はしているのではないかと御懸念が出るのはごもつともだと思ひますが、この法律には警察全体を抽象名詞といたしまして、都道府県警察、こうやつてゐるわけです。しかし都道府県警察という固有名詞の官庁をつくる意思ではございせん。都道府県警察というの

の公安委員会が管理してゐる公安委員会を含む、かつ執行体をも含む抽象名詞でございます。四十八條をこら

いたしまして「都警察に警察總監を」というふうなございませう。に、都警察全体といたしまして警察庁という名稱は、この法律の範圍内におきまして——この法律では広い言葉として用ゐてゐる場所は、抽象名詞としては都道府県警察しかございせんので、なるほどそういう御懸念が生ずることはごもつともでございますが、氣持をいたしましては、本部も警察庁であるけれども、全体も警察庁という名稱をこの法案の範圍内において使

得る、さように考へております。

○藤田委員 五十條のいわゆる意見と勸告であります。これは總務部長の逐条説明で言われたと思ひます。従いまして實際意見も勸告も拘束力はない場合も法律違反というふうな問題は全然起きて来ない、かように徳義上の問題と申しますか、そういうふうな効果しかないという結果になりまして、これは現実の政治問題化する危険が非常にあ

の規定でないかと思うのであります
が、この点に關して簡單でかつこうで
ございます。御見解をお願いいたしま
す。

○斎藤(昇)政府委員 意見を聞いて、
その意見に従わない場合に、あるいは
勧告があつた場合に、その勧告通りし
なかつた場合、法律違反にはならない
かということでありますが、法律上は
違反にはなりません。しかしながらか
ような直接管理をされている公安委員
会の意見に従わないとか、あるいは直
接都道府県警察本部を管理している
公安委員会の勧告に従わないで、長官
が實際運営をやつて行けるかといふ
と、行けませんから、事實上これでい
けないといふ場合はあり得ない、かよ
うに申し上げておきます。

○藤田委員 次に伺ひたいのは、
五十一條の方面本部の性格と申しま
すか、都道府県本部と方面本部の法律上
の地位の相違というようなものをお示
し願ひたいと思つてあります。これ
はたとえ三十三條に「地方機関とし
て、管区警察局長」といふふうに、は
つきりお示しになつておるのである
が、この方面本部といふものの性格が
この条文ではつきりいたしませんの
で、伺ひたいです。

○斎藤(昇)政府委員 三十條の管区
は、国の警察庁の地方機関、この五十
條の方面本部は北海道の警察の下部組
織でございます。

○藤田委員 そうしますと、各府県に
あります警察署と方面本部、これはも
ちろん外形上違つておりますが、法律
的にはどういふように——方面本部の
下に警察署が當然でありますが、この間
の區別をお伺ひします。

○斎藤(昇)政府委員 方面本部は北海
道におきましては、警察署を統轄して
いる一つの本部でありまして、その方
面本部をさらに北海道の道警察の本部
が統轄している。従つて他の府県にお
きましては府県の本部からすぐ警察署
であります。北海道は地域が廣うこ
ざいますから、北海道の警察本部と地
方の署の間に、方面本部といふものを
設けているのであります。

○藤田委員 こういう制度を設けられ
ました根拠をお伺ひしたいのでありま
すが、大都市等に関しましては、根拠
いかによりましては、こういう制度
を研究されたことがありますかどうか
か。お伺ひいたします。

○斎藤(昇)政府委員 北海道におきま
しては、地域が非常に広汎でございま
すから北海道の各署を一つの道本部だ
けで統轄をいたしますのには、あまり
に地域が広過ぎる、中間の方面本部を
設けて、そこである程度の事務が
処理できるということとございませ
んと、事務の撤廃も欠きますので、方面
本部を設けたのであります。都市にお
きましては、さうな意味からは必要
がなからう、かように考へてゐるので
ございまして、たとえば今日の東京の
警視庁におきましては、警察庁の区域
を數方面にわけておられますが、これ
は今度の都道府県警察の内部機構で
ございまして、さうな必要がある
ならば、各府県で設けられまして、
事實上必要に応じて設けられることは
さしつかへはなからうと考へておりま
すが、法律上これを設けなければなら
ないようにする必要はなからう、かよ
うな考へをただいまではとつておりま
す。

○藤田委員 私が伺ひたいのは、
地域広範のためにこういう制度をつ
つたという御説明であります。もし
北方の治安状況に照しまして非常に重
大であるから、こういう制度を考へら
れたとすれば、たとえば名古屋市のこ
とく、非常に膨大な人口を擁しまし
て、犯罪も多い、こういう大都市に特
殊な考慮を加えてよかつたのじやない
か、都道府県本部のほかに、方面本部
といふようなものも、全国重点的にあ
る程度考へてもよかつたのじやない
か、かように考へるのであります。地
域だけを考慮されてこういう制度をつ
くられたという御説明であります。防
犯、治安の点を考へられたというこ
とであれば、一般府県にもこういう制
度を研究する余地はなかつたか。現に
巷間一部の有力な方面では、一般府
県にもこういう制度を研究する必要が
ないかといふことも聞いておりますが、
いま一度御意見を伺ひたいと思ひ
ます。

○斎藤(昇)政府委員 この考へ方は、
ただいま御指摘になりましたように、
道本部から直接指揮をしておつたので
は遠過ぎる、まず現地に近いところで
一応の仕事が役立つようにというの
が、この方面本部でございまして、か
よな考へ方からいたしまして、たと
えば愛知県は非常に地域が広過ぎる、
たとえば豊橋が一つの中心である、あ
そこの周辺の事件を処理するのに、名
古屋市内にある愛知県の本部から始終
指揮をとるというのでは間に合わない
さうな場合、豊橋に方面本部を設け
て当該地方の事務を一応統べさせる、
こういう考へ方は成り立つのでござ
います。東京警視庁ならば、三多摩、立

川あたりに一つの三多摩方面本部を置
いて、總監はある程度のことはその方
面本部長にまかせて三多摩地方を処理
させる、こういう考へ方は十分成り立
つのでございまして。

○藤田委員 私は東京警視庁の例は適
当でないと思つておりますが、たと
えば愛知県等におきまして、名古屋
市、これは相當の人口を持ち、相當の
犯罪発生地である。そこを一つの方面
本部、都市を包含した方面本部、この二
つを考へて、その上に本部長を置
くといふようなことを考へるといふ有
力な意見がある。東京警視庁では、警
視總監のほかに、郡部だけの方面本部
とありますが、そういう点立案の過
程において研究されたことはございま
せんか、どうですか。実はこれは現実
の警察内部の機構の運営上つとい
うことでは非常に弱いのではありま
す。法文にそういうことをうたうといふ計
画はなかつたかどうか。これは學者の
意見等を聞かれた過程において研究さ
れたことでもなかつたかどうか、これ
を伺つておきたい。

○斎藤(昇)政府委員 昨年の法案に
は、警察署を所轄する地区本部を設
けることができるといふ規定を置いて
おきました。このたびの改正案の際に
この点をさらに検討いたしましたので
ございまして、教署を所轄する地区本部
を設けますことは、昨年も考へたこと
であります。しかしながら非常に利点があ
ります。しかしながら原本部から地区
本部、さらに署、その段階をたくさん
踏むことは、かえつて警察事務の渋滞
となり、また地区本部を置くだけ人員

がよけいあるわけでありますから、不
経済にもなるというので、今度の法案
には取入れなかつたのであります。従
いまして、觀念をいたしましては成り
立ちますし、昨年のような地区本部と
いふ考へ方も、ある意味においては意
義のあることである、かように考へ
ております。

○藤田委員 次に伺ひたいのは、
第五十五條の括弧に「地方警察官」と
いふふうな總稱をつくられておりま
す。これに對し第二項に「地方警察職
員」といふ言葉が規定されておるので
あります。これは警視正以上を總稱
する場合、一切の公文書等でこの略
稱を使われる予定でありますかどう
ですか。あるいは昔の地方事務官的な考
えでこういう名称をつけたのであ
りますか。便宜上の名称であるか、あ
るいは法律用語として長く使用され
る予定でありますかをお伺ひいたしま
す。

○斎藤(昇)政府委員 これは便宜上の
名称でございまして、たとえば地方警
務官に任ずるとか、そういうたような
官名とか、そういういふものではござ
いせん。

○藤田委員 その次に伺ひたいのは
は、五十六條の第二項であります。
「地方警察職員」の定員は、条例で定め
る。この場合において、警察官の定員
については、政令で定める基準に従わ
なければならぬ」といふことであ
ります。これはやや重複のきらいを
生ずるのではないか。むしろ定員の基
準を定めるならば、この機会に法律で
はつきりうたつておいた方が、地方調
度調査会の答申にもそのまゝ沿うこと
になり、それから現行法においても定

員はつきりうたつてゐるのでありますが、政令と条例、この二段構えの區別をされた理由——實際御説明願へばすぐ納得が行くような規定であります、重複しているんじゃないか、かように考へるのであります。

○柴田(連)政府委員 これは各府県単位にやめるのが地方警察職員であるものでありますので、法律によりまして府県別に定員をただちに規定するということは、若干の定員の増減について一々法律の改正を要するということにもなりません。自治の本旨から申しまして、府県が条例で自己の地方警察職員の定員をきめるのが正当であるということから、条例にいたしましたのであります。そのうちの警察官以外の職員につきましては条例で定めればなし、政令の基準も何も定めないのであります、警察官の定員につきましては、各府県がそれ／＼階級別に適正な編成がなされて、均衡がとれますように、ある程度の人口とか、犯罪発生条件とか、そういうものを基礎にいたしました合理的な基準を定めまして、その基準に基づいて各府県の条例で定めるのが適当であらうということから、さように規定いたしました次第であります。

○藤田委員 くだいようであります、この基準は、警部一名に対して一般調査何名、調査部長何名、警部補何名、そういう意味の基準でございませうか。それとも、大体この規模の人口、この規模の犯罪等はどれくらい警察官を要すべしというふうな意味の基準でありますか、その点をお伺いしておきます。おそらく第五号十一号のいわゆる基準ではないかと思つております。この任用、勤務、活動の基準を定

めるといふ規定が第五号十一号にあつたと記憶しておりますが……。

○柴田(連)政府委員 政令で定める基準といひましては、大休人口、面積、犯罪発生状況、その他治安関係につきましても特殊な対象があり、さうな特殊事情を考慮いたしまして、階級別に定めるといふ考へ方で、今お話をいたしましたような警部何名に対しては、警部補何名といふたようなことは、それは全体として均衡あらしめたいと思ひますが、そういうきめ方ではないにきめたいと考へております。それから第五号の十一号とは一応条文が違ひますので、定員につきましては、特にこの条文によつて規定がなされておるものと解釈をいたしております。

○藤田委員 次に伺ひたいのは最後の節であります、第五十八号、第五十九号に協力援助の規定がございませう。先般もこの問題に關連してちよつとお尋ねしたのであります、消防とか海上保安あるいは鉄道公安、鉱山保安、麻薬取締り等の他の治安部門との協力援助あるいは応援というふうな規定も、この機会にこの第四節にうたつておいた方が、現状のまま放任することより安全ではないか、現状のまま放任することは非常に危険があるのではないか。たとえば麻薬の密輸等に関しまして、どの限界で府県警察が出て行くかというふうなことに非常な紛争を来すのではないかと思ふのであります、その点に關するお考へを伺つておきます。

○柴田(連)政府委員 御指摘のような特別司法警察職員との協力関係は、刑事訴訟法に別に規定されておりますので、警察法案の中には、これは一般警察に關するものを規定する法律であるという考へ方によりまして、特に規定してございませう。

○藤田委員 その点に關しましては六十五号に移動警察の規定があるのであります。この移動警察の規定と五十八号、五十九号の規定、それから他の治安機關との連繫、これが非常にコムプレケートして來るのではないかと、GHQが現存してありますところ、警察担当の二世の松方君等が盛んにこの問題を取上げて、至急国家地方警察に統合すべきということを言つておつたのであります。これはアメリカ人の考へでありましたが、われ／＼も、先般お尋ねしました通り、この機会にもし統合が不可能ならば、規定において運用上同警察が中心となるというふうな態勢をとつておくべきでなかつたかと思ふのであります。移動警察との關連においていろいろ、非常に微妙な問題を生ずるおそれがありますので、その点の調整は刑事訴訟法だけの段階、司法警察の段階に行く前の問題としても、いろいろあることと私は思ひますので、この移動警察等では全然鉄道公安官との關係等は考へられなかつたかどうか、お伺ひいたしておきます。

○柴田(連)政府委員 この移動警察に關する規定は、警察法案といひましては、現行法にはこのような規定はないのであります。そこで現行法におきましては、実際にございまして移動警察といふものはやつておるわけでございますが、今度の五十九号に當りますような相互の援助要求、こういう關係で、複合的かつ恒常的に援助の契約のようなものができておるといふところから出発しておるわけでございます

が、移動警察といふふうには非常に複雑な管轄区域のものが一つの目的をもつて恒常的に複合的に約束をしてやるといふようなことは、一々援助要求といふような条項から出発するよりは、移動警察といふ觀念自体がその協議によつてあるのだということを明記いたした方が適當であらうということから、六十五号の移動警察に關する職權行使の規定を設けたのであります。お話のようによつてこの鉄道公安職員等との關係は、實際移動警察の場合には非常に規律を要する点がありますが、これは別に特別司法警察職員としての職務を律しておるところの法律がございまして、鉄道公安職員の職務に關する法律によりまして、警察職員との關係はこゝういふ場合に引渡しをしなければならぬと、こゝういふ相互關係は規定がございまして、特にこの警察法案には特別司法警察職員との關係をあえて明記をしなかつたわけでございます。

○中井委員長 ちよつと私に關連してお尋ねしますが、特別司法警察との統合問題につきましては、先般來だんだん委員諸君からも御意見が出ておられますが、その統合に關して本案をつくられるにあつて考慮を払われたることありやいなや、また、しからずとするも、そういう目途をもつてその特別司法警察當事者と話し合ひをせられたことがあつたかどうか、その点についてちよつとお伺ひしたいと思ひます。

○斎藤(昇)政府委員 この問題は政府で行政機構の改革とか、あるいは簡素化という問題が出ますたびに一つの議題になるのでございます。しかしながらお互ひにこれらの關係にはそれ／＼利害關係が非常に複雑でございます

で、まだ今日までその結論を得ていないと、こゝういふ次第でございまして、關係のところが寄り合つてひとつ協議するといふ段階まではまだ至つておりません。今後さうな機会を政府でつくられて研究の段階に進むことがあるであらう、かように考へておるのであります。

○中井委員長 ちよつとその点について、本案の作成についてはいろいろの理由もありますが、政府の説明によれば、行政改革、簡素化ということが一つの大きな目的になつておる。それならばこの問題はぜひお取上げになつてしかるべきであり、そうしないといふと実は徹底せぬといふのが、委員皆さんの考へなんです。それについていろいろ御質疑があるが、いまだ徹底した御答弁がない。今日初めてこの問題に触れたわけでありませう。(大井委員長)そんなことはないです、委員長さん、私がたび／＼言つておりますよ、とつぶやき、そうすると、その問題について話し合ひもせずに来られたといふのが事實なんです。

○斎藤(昇)政府委員 關係各庁で話し合おうという段階にまでは來ていないのでございます。まずその警察といふものの組織のあり方をどうするかというところが本質になりませうと、どういふう／＼に統括をするかといふこともまたきわめて困難でありますので、まず本格的に普通警察といふものはこゝういふ組織で行くということがきまりまして、その後の研究課題、かように考へておるのであります。

○中井委員長 もう一点。そうすると本案が成立した場合、將來にわたつて、この統合問題につき尽力をせられ

る御意思があるのですか。

○斎藤(異)政府委員 警察関係当局といたしましては、さような研究をいたしたいという考えを持つておるのでございませう。しかしながら関係するところは各省にまたがっておりますので、警察関係だけの一存では参らないう。しかし政府もとき／＼この問題を提出しておられますので、この問題が解決をいたしますならば、少くともこれについて研究のことに歩を進められるのであらうというだけでは申し上げられると思つてございませう。

○加藤(精)委員 関連。この問題につきましても、私藤田委員の御質問に非常に啓発されました、警察法の逐条審議が非常に実質的な審議であることにつきては、国会議員となつたことの意味があるようございまして、非常なうれしい気持ちに打たれておるのでございませう。最近鏡子ちゃん殺しの問題が起つたとき、實際世の中の母親はどれだけ大きな衝動を受けたかわからないのでございまして、八つの子供を郷里に置いておる私の家内のごときも、毎朝のように郷里に電話をかけて電話口で泣いている、それくらい心配しているのございませうが、この麻薬取締りにつきましては、これは国会をあげて大きな運動を起して、ただちに国内の麻薬取締りの徹底化をはからなければ、ヒロポン中毒の問題が国家そのものの基礎を危くする。戦争で国が敗れるというやうな問題は、これはドイツのやうに何度敗れても立ち上る国もありませうけれども、国民の精神、国民の脳髓が破れた場合におきましては、これはいかんともしがたい問題だと思ひますし、これが麻薬取締官と警

察官との関係におきまして、麻薬取締

官が十分警察官——国をほんとうに最後まで守るのは警察官でありませうがゆえに、その気概をもつてほんとうに国家の害毒を退治しようという気持がなければしようがないと思つてございませう。そういう意味から、ただいま藤田委員が御指摘になりました点は、この際徹底的に立法化し、そうしてこのヒロポン中毒並びにこれによつて起る諸種の残虐事象等を絶滅すべきものだらうと思ひます。これに加ふるのに、現在日本では精神衛生学の方が非常に進歩が遅れておりまして、また精神衛生の要保護者を保護する施設が非常に少い。これと麻薬の蔓延とが結びつくことにおきましては、これは実に国家百年の基礎を危くするものと思つてございませう。ところがわが国の行政におきましては、各省のなわ張り争ひがまことに熾烈でございまして、現在この国会内の各政党内で審議してあります水道法、河川法、その他軒並に醜い行政官庁のなわ張り争ひをやつておりますので、畜犬取締法ですか、この狂犬の取締りにつきましては、種々問題があり、高利貸しの利率のことについてもいろいろ問題がある。かういふやうなことがほんとうの現在の政治の病根でございまして、幸いにわれらの最も新進鋭銳の、国会のほとんど全部の方が最も囑望いたしております小坂國務大臣を、警察担当大臣に迎えたといふことは、われ／＼はおすがりすればかういふ国家の病毒の絶滅を期する機会を得たといふことでありますので、これは藤田議員の質問に啓発せられて感謝のあまりあわせてお願いしたいところでございますが、小坂國務大臣の

これに対する御感想を承りたい。

○小坂國務大臣 まことにごもつともな御意見を承りまして、実は私どもも非常にこの点につきまして御心配をかけておることを深く恥じておる次第でございませう。麻薬取締りにつきましては、内閣におきまして青少年問題協議会、これは厚生省が庶務を担当いたしておりますが、これにおきまして種々協力するのいかにすればいいかというところは論議をいたしております。さつそく厚生大臣ともよく連絡をとりまして、御趣旨に沿うやうに努力いたしたいと思ひます。

特別司法警察官をどうするかという問題につきましては、国警長官からもお答えがございましたやうに、実は先般の行政制度の改革の際にも問題として提起されておりました。しかしこれは国警当局が主体性をもつてどうするといふたことではないのでありますけれども、そういうことがすでに問題とすべきであるといふことについては論議がかわされておるのであります。幸いにいたしまして、警察法も皆様の非常に御熱心な御質問を得まして近く成立に至りますれば、この警察の主体を確保したといふことにおいて、しからばどうするかという、さつそく何らかの処置をしたい、かように考えております。

常に困るのです。それで今度小坂さん、斎藤さんに特別にお願いしますが、この保安学校も国警の中へ入れていただきたい。それから麻薬取締り、出入

○藤田委員 いろいろこの問題に關して関連質問があつたのでございませうが、どうも私の感じでは、初代の国家公安委員長に小坂大臣がなる公算が多いやうな感じがします。私は吉田総理はおそらく洋行されると思ひますが、吉田総理が洋行されて歸りまして臨時国会必至の情勢であります、国家警察におきまして一番緊急当面の課題は、麻薬取締りの問題であります。この問題に關しまして私は、これは独得の技術的素養を必要とするとも認めますが、厚生省の技官だけでは絶対これではできません。従ひましてわれ／＼の政策委員会におきましては、議員立法で出そうじやないか、国警に一部をとり出していじやないかという意見が圧倒的であります。従ひまして、もし今度の臨時国会に出されるならば、議員立法といふことにならばまずいと思ひます。今後のほかの司法職員の処遇に懸念を残すことにならば、どうですか、臨時国会等で具体化するといふ熱意はございませうか。くだいようですが、お聞きしておきたい。

○小坂國務大臣 非常に先ほどから啓発されます御意見を承つておりますが、私どももいたしましては、さような御趣旨に沿いたいと思つております。ただその前提といつてははなはだ恐縮でございませうが、この警察法をひとつせひすみやかに通していただきまして、ただいまの御趣旨に沿えるやうに努力したいと存じます。

が、私どももいたしましては、さような御趣旨に沿いたいと思つておりま

○藤田委員 小坂大臣の意のあるところは十分承りました、十分研究してみたいと思ひますが、次にお伺ひいたしたいのは、改正法案の中におきまして、どこにも防衛庁との連絡ということに関する規定がございませう。緊急事態のところだけございませうが、私は緊急事態に対する要綱の問題等はお尋ねいたしました、常時ある程度の連絡をしておくことが緊急事態の前に必要なことである、そのためには第四節等においても考へてみる必要はなかつたかといふことを感ずるのでございませうが、御所見をお伺ひしてございませう。

それからたとえば五十九条の第二項に、警察庁に連絡といふことになつております。私は地方機関としての管区警察局、これを經由すること、實際の運営の実績を見ますと、管区警察局を通することが、最も有効な方法ではないかと思つております。一挙に警察庁だけの連絡といふことを規定されますと、せつかく存置されました管区警察局、かういふところの介入と申しませうが、援助要求あるいは協力の義務等におきまして、十分考へる必要がなかろうか、この点に対するお考えを承りたい。

○斎藤(異)政府委員 自衛隊との連絡は、先般も申し上げましたやうに、常時各級におきまして——と申しませう

そのことは問題とならなかったのであるか、その点をお伺いいたします。

○柴田(達)政府委員 これは先ほど長官からお答えがございましたように、警察官という職名のもではなくして一つの警察の職務を執行するところの人種を称して、そういう権限を持つところの公務員の一つの集合名称として——一々警察官、それから地方公務員である場合には警察吏員という区別をしてみますのも非常に不便なものでありますから、まづたくの便宜上警察官という名称に統一をいたしましたのであります。従つて審議の過程におきまして警察官という名称を使うのはどうだろうか、地方公務員になるものが多いぶん数が多いのだけれどもどうだろうかという話は確かに出ましたのですが、これは集合名称という意味におきまして、警察官と言う方が便利でよろうという意味で長官からお答えがありましたように、自治庁、法制局が了解してくださいます警察官ということになりました。上官という言葉も、この警察官の官の字に当る六十一条に階級の区別がございますが、この一つ上のものがこの場合の上官でありまして、警察官という文字を使いました関係上、これは職務上の上司というのではなくして、階級の上にあるものという意味で上官という言葉を受けて使つたような次第であります。

○加藤(精)委員長代理 その他御発言の方はございませんか。——本日の質疑はございませんようですからこの程度にいたします。明日の質疑は午前十時半から第五章以下、法案の最後までを一括いたしまして上程いたしたいと思ひますがよろしうございまいしょう

か。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○加藤(精)委員長代理 御異議がないようでございますから、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。
午後八時十六分散会